

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年12月25日（水曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 3時09分

○会議に付した事件

1. 白老町財政健全化プラン（案）の自由討議

○出席委員（12名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	氏家裕治君	委員	吉田和子君
委員	斎藤征信君	委員	大淵紀夫君
委員	松田謙吾君	委員	西田祐子君
委員	広地紀彰君	委員	本間広朗君
委員	前田博之君	委員	及川保君

○欠席委員（1名）

委員 吉谷一孝君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長 岡村幸男君
主 査 本間弘樹君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。
(午前10時00分)

○委員長（小西秀延君） それでは、白老町の財政健全化に関する調査を行います。

本日はお手元に配付しましたレジメのとおり、第3章、7番目、補助金について。論点は3つであります。

まず論点①の基本方針について、そして論点②の外郭団体に対する見直しについて、③といたしまして、見直しに際しての平等性と合意形成について。③が①、②と競合する部分も出てくるかと思えます。こちら論点が大きく3つになっておりますが、一括でやったほうがよろしいと思うのですが特にご意見がなければそのように進めますがどうでしょうか。それでは論点①、②、③合わせて自由討論を行います。討論があります方はどうぞ。

11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。まず、全体でということなので見直しの進め方についてなのですが、担当課による自己評価のみの手順が記載されているので、ほかの部署による、例えば企画課等によるヒアリングによる妥当性の検証であるとか、財政関係の部署による妥当性の評価とか、二重、三重の評価をする必要があるのではないかということと、評価廃止と決定した場合の町民に対する情報公開のあり方も書いていないので、その辺、透明性の観点からきちんと情報公開をするべきだと思います。

○委員長（小西秀延君） ただいま財政面からの評価という形で今回の案が出てきていると。各担当部署、所管による二重、三重の評価というのも必要なのではないかというご意見。そして、情報公開をすべきというご意見が出てございます。今の山田委員に対するご意見やまたはその他のご意見はございますでしょうか。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今の山田委員がお話されたことは客観性を持ってということと非常に大事だと思いますのでぜひやってほしいということと、それと非常に高額補助であっても政治判断、政治的なことが絡む案件なのです、この補助金というのは。それで過去にもいろいろな補助金の削減はあるのですが、結果的に担当で上げて政治判断でそれが元に戻ったということがありますので、この補助金の見直しに関する基本方針案がちゃんと出ていますので、これは職員、理事者等々の裁量的なもの恣意的なものを排除すると、必ず基本方針に沿って実行するというのをしなければ絵に描いた餅になってしまいますので、そのことは議会でも当然予算等の審議もしますけれども、事前にそういうことを申しおいたほうが良いと思います。

あと、もう1件ありますけれども、体育協会については抜本的な見直しをして指定管理あるいは町の直接の事業を委託してはいますが、対費用効果を十分測定して抜本的な体育協会のあり方、解散まではいきませんが抜本的な見直しを私はすべきだと思います。それは町側と議論しましたが、今の話については踏み込んだ答弁もありませんでしたので、あえて私のほうから言わせていただきます。皆さんの意見もあると思いますが。

それと、もう1件は社会福祉協議会の営利事業的な部分の独立性をぜひしていただきたい。これはもうずっと議会でも言ってきましたけど、ずっと課題になってきていますけれども、せっかく2回目の健全化プランをやる時にはそういう部分にも手を入れていかないと結果的に抜本的解決になりませんので、そういうこともぜひスピード感を持って整理をしてほしいということでもあります。それはここでどちらかにするということではなくて、整理する方向性を担当が示して町長が判断するような形をスピード感を持って結論を得てほしいということでもあります。

○委員長（小西秀延君） 　ただいま前田委員より山田委員のご意見に対してはチェックや情報公開というのはきちんとやってほしいということ。2つその他にご提言がございました。1つは体育協会の抜本的な見直し。指定管理等を含めてということでございます。もう1つは社会福祉協議会の営利事業の整理ということでございます。これをきちんと町側がどういうふう考えているのかという方針を出してほしいと。今回出された方針が政治的判断で元に戻ったり、方針を厳守しなければせっかくつくった方針が意味がなくなるというようなご意見も出ております。皆さんからもそれに合わせてまだご意見ありましたらどうぞ。

11番、山田和子副委員長。

○副委員長（山田和子君） 　11番、山田です。今の前田委員の外郭団体に対する抜本的な見直しについてなのですが、担当課だけで練るのは難しいのではないかと私は思うので、第三者委員会的な評価委員会というのを今回は立ち上げてもいいのではないかと思うのですけれどもその辺はいかがでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 　4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 　4番、大淵です。1つは今の体協、社協に関する件ですけれども、社協は今までも議会の中で何度も取り上げられておりますから、私も取り上げてきましたのでそのような方向で前田委員が言われたようなことも含めて事業の部分と啓蒙の部分を中心にきちんと仕訳をすべきだろうと。もうそういう時期ではないかと、ただそれは機械的にすぐできるものではございませんのでそこはそうだと思います。

もう1つ、体協の件なのですが、私が思うのは例えば今回体協はことしの4月からでしょうか、一般の法人になりました。そうすると出損金というのか、出資金というのか、300万円なのです。町はあそこに6,000万円のお金を事実預けております。このことは議会でも私も取り上げました。結果としてはそれは今一番大変な時期にそれを運用することすらいまだに、議会で取り上げているにもかかわらず運営方法が出てこないのです。今、5,700万円というお金は非常に大きな金です。そうであれば私はそういう形で今、議会で何度取り上げても解決しないということであれば、5,700万円は明らかに最終的には体育振興のために使うということをはっきりしています。これは議会で何度も取り上げますから。ただそういうことで問題が進展しないのであれば私ははっきり言えばその5,700万円がなくなるまでは体協に対する補助金は一旦凍結するというような手段を取らなくてはいけないのではないと思っています。もちろん補助金の額の決定は第三者機関であろうと、先ほど前田委員が言われた法人を云々というところまで踏み込めるかどうか分かりませんが、僕はそこまではちょっと考えていないのですけれども。ただこの1千数百万円の補助です。その中で5,700万円も実際にあるわけですから、そこがなくなるまでということになると29年まで十分、一番町が大変な時期ま

でになるわけですから、そういうことすら理解を得られないのであればそういう手段の一つは取るべきではないのかというふうに私は思っております。

もう1つは、この制度設計の問題なのですが、イベント補助の問題では非常に矛盾が生まれました。イベント補助をなくすと書いて、効果額これだけ出ているのだけど、それでは、なくして運営できるのかといったら、よくわかんないのだけど、あの答弁では事業費補助のほうでまた出すような言い方もしているのです。制度設計上これはおかしいと思うのです、こういうやり方というのは。ここで実際にイベント補助を廃止してこれだけの効果が出ると。それを事業費補助に回せば同じことですから。そんなずさんな制度設計の仕方、これはなぜかと言ったら一部の担当だけでやるからなのです。きちんとした全課的な庁舎内全体の合意形成が図られていないのです。ですから理論的にそういうふうになるのです。私はこの制度設計その部分は見直さなくてはいけないと。これだったらイベント補助をなくして297万円出るということになっています。これは違うのです。こういう制度設計自体が僕はおかしいと思うのです。

もう1つ、きのうもそういう議論になりましたが、全体でいうと福祉関係と教育関係の全部とは言いません、一部の少額補助が切られることによって、3年たったら見直しますとか、3年たったら実施事業はやっても、やらなくてもやめますとなってしまうたら、ここの団体は一体どうなるのだろうと僕はすごく思うのです。ボランティアでやっている団体の運営費補助みたいなものが、人件費ではなく何万円という範囲です。こういうところはもう3年たったらできなくなってしまうのではないかと思うのです。ですからそういう少額補助がいいかどうかではなくて、そういう団体、例えば母子会だとかエミナだとかいろいろたくさんあります。言葉を育てる親の会とかたくさんありますけど、そういうところが運営できるようなことは考えなければ福祉や教育が衰退してしまうと思います。本当に白老のまちに住めなくなってしまう。ですからここはやり方はどうかわかりませんが、こういう団体がきちんと運営していけるような方策は私は考えないといけないだろうというふうに思っております。私はその3点がこの補助金では申し述べたいと思う部分です。

○委員長（小西秀延君） 11番、山田和子委員。

○委員（山田和子君） 11番、山田です。今の大渕委員のおっしゃることに賛同する部分として、やはり人を育てるための補助金というのは少額であっても重要性があると思うので、人が育てる団体を育てるという意味の補助金の見直しの観点が載っていないので、そこのところは十分考慮しながら評価していくべきと私も思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、討論をお持ちの方。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。私もいろいろな質疑のときに申し上げておりますけれども、補助金に対する基本方針をつくられていますけれども、補助金の対象というのは各担当課ごとに出されて、それが認められて出しているという形が多いと思うのです。先ほどから出ておりますけれども、私も申し上げましたけれども、担当課によって違うのではなくて平等に全体を見直して、その補助金が誰が見ても平等性がある納得ができる、そういったことができる組織が私は必要ではないかということを質問のときに言っていますけれども、そういった方法は考えていくと確かと言ってくれたような気がしたのですが、補助団体というのは先ほど言っていましたけれども、大きいもの外郭団体のように町の補完しているところ、それから福祉関係とかいろいろなところでやっていることの手法

がちよっと変わってきています。申告制にしたりとかそういったものがあります。そういったことがきちんと補助団体に行き渡るようにしていただきたいということが1点目です。

それともう1点、これは反省として載せているのかもしれませんが、見直しの進め方で最後にその他の留意点で申請から実績報告まで担当部署において処理するといった事例が先ほど言ったように見られることがあり、団体等の実践や育成を阻害することはもちろん補助金等の有効性や効率性を損なうものであると。だから、補助決定を行う前に補助金等を受ける団体等について補助事業の適切な執行を行える能力があるかどうかを精査することが重要だと、ここまで行政側も基本方針の中で言っているわけですから、本当に妥当であるかどうかということが検証されるということと、その事業が本当に行われたかどうかの検証と、それから平等にそのことの団体に対してのものが行き渡っているかどうかということの検証をし、そして補助金を支給していくということが私は大事だと思います。

それともう1点、いろいろな補助を受けて、いろいろなボランティア団体、白老町に本当にあります。2億円も補助金を出していることは厳しいという宮脇先生のお話もありましたけれども、私は本当に少ない、毎年マイナス5%シーリングで頑張っている補助団体がたくさんあるのです。その減った中で何とか事業をやっているとかそれぞれボランティアでやっているわけです。外郭団体で人件費をもらっているところはいいのですけれども、ほとんどがボランティアでやっていますので、私はボランティアをやっている能力のある人はいろいろな補助制度を探せるのです、国の。私は今、町職員にそれだけの時間が取れるかどうかわかりませんが、精査する1つの組織体ができるときに、町のいろいろな団体が国のいろいろな補助を受けられるような、こういった補助があるという情報提供していくことも、私はまちのいろいろな補助団体が活動していく上で必要なことではないかというふうに捉えていますので、そういった助言ができる体制も1つできたらいいというふうに考えております。

あと、社協とかそういった面の考えは先ほど述べたように私も同じ考えですので、その辺は大きいものですのでしっかりと検討していただきたいというに思います。

○委員長（小西秀延君）　ほかございますでしょうか。7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君）　今まで何人かの委員さんが言われたことに対しましてはもっともだと私も思っております。それらの件についてはぜひ今回は委員会としても意見をまとめていただければと思います。

最後に言われました吉田委員からの資金調達の方法。各団体が非常に自分たちで補助金、交付金、モデル事業など獲得する努力が足りないのではないかと思います。ここの補助金の見直しの中でもそういう部分が資金調達を自主的に行うべきだというふうなことは書いておりますけれども、それでは具体的に今吉田委員もおっしゃったけれども、どんなふうにして資金調達できるのかという部分があると思います。きちんと補助金、助成金、モデル事業などのそういう事前情報を獲得できるのは役場だと思いますので、そういう事前情報をきちんと各団体に流し、それに見合う事業そういうものをちゃんと各団体で申請書を作成したり、そういうような戦略的なことをきちんと役場でやっていかないと限りは資金調達が難しいと思います。具体的に役場内でそういうような各団体への指導、きちんとしたそういう体制をつくっていくべきだと私も思います。

それともう1点、白老町の総合福祉センターなどで先ほどもほかの委員からもありましたけれども、社会福祉協議会に対する補助の中で社会福祉協議会に補助金をたくさん出しているのですけれども、総合福祉センター自体の運営そういうもの自体が一体どういうふうになっているのかということも、役場であそこを運営しているのか社会福祉協議会でやっているのか、その建物をもっと利活用できる方法があるのだと私は思うのです。そういうような公共施設といえども受益者負担というのですか、そういうような使用料できちんと稼ぐとか、いろいろな団体にきちんと貸しつけて収入を得るとか、補助金も大事なのだけど、それぞれの団体がきちんとしたそういう目的を達成しているかというチェック機能が役場にはないのではないかと思います。いろいろな団体、確かに少額の団体もありますけれども、大きな団体は団体なりの収益を上げるためのチェック体制というのは補助金を出した、それで終わりではなくてちゃんとそれを使いましたではなくて、どこで収益を上げているのかという、そのチェック体制ができてないような気が私はするのですけれども、その辺はどうなのでしょう。先ほどの補助金などいろいろな国からのお金を活用するという部分も大事なのですから、収益を上げるというチェック体制がとれていないのではないかと思います。ぜひ、その辺も考慮していただければと思います。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。同僚委員のご指摘のとおりだと思います。まず見直しの徹底。指定管理料とかも含めた重複しているかどうか、そういった見直しの徹底。あと人を育てたり情報提供を行ったり少額で配慮したりというご意見もありました。こういった団体の維持活性化への配慮、そして今後白老町のどこを伸ばしていくか、どこを精査していくべきかという戦略を持つべきという話。そして何より事業費補助の効果の検証や透明化。ここは本当に検証、透明化これの制度設計をするべきだと思います。今ちょっと同僚委員のほうからも第三者評価という話も出ました。その具体案は私も考えていたのですけれども、なかなか今のこの段階では議論してまとまる方向ではないかと思えます。ただ今同僚委員のご指摘のとおりで効果の検証や透明化、この見直しの基本方針の2ページの上にもあります。補助金等の効果や成果は不透明であるというふうに書いてありました。この反省の上に立ってしっかりと効果の検証、透明化を行うべきだと考えます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 考え方のところで私も一言だけ言っておきます。大体今まで出た意見もつともだというふうに思っていますけれども、この補助金に関係するのは事務事業の部分と同じでまちをどういうふうに活性化していくのか。あるいは住みやすい、住民が活動しやすいまちにしていくのかという基本方針の中に沿ってあるものではないかと。その部分が抜けたら大変なことになるのではないかという気はしております。先ほどからも意見出ていますけれども、ボランティアで頑張っている人たちがルールだけに縛られたときにどうなるのか。バサバサと切られていくような状況にあってはならないだろうと。そこで心配するのは2ページに書いてある方針の中で少額の補助金等が多いのだけれども補助金に依存しがちとなり団体としての自主性、自立性が損なわれがちであると。随分失礼な言い方だという気はするのです。これは指導の問題であって本当に自分たちが必要だと思ってやっていくけれどもなかなか手が届かないということが随分あるのだろうと思います。そんなときに町側がどういうふうに指導をしていくかということが大事なことであって、金を与えたから自分で

金出さないで自主性が損なわれるというものの言い方というのは本当に失礼だという思いもしますし、それから効果、成果が不透明であるとも言っています。それは今までも話が出たように計画書が出され、どこに無駄があって成果が上げられる部分がどこにあるかということはこれはきちんと精査すればわかることです。確かにわからない部分、見えない部分というのはあるのかもしれないけれども、でもきちんとしたそういう計画の中でやっていけば検証と指導の中で十分これは賄っていけるのだということで、結局は町がどういうふうにしたいのかという政治的な判断がどこにあるのかということが問われるのではないかと。その部分が抜けているのかという気がしているのです。

○委員長（小西秀延君） 大まかなところでは、皆さん大体のところはご意見が一致していると思いますが、ほかに討論をお持ちの方はいらっしゃいますか。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。少額補助の話です。ちょっとしつこいですけれども例えば産業厚生常任委員会で傾聴ボランティアの方とお話をしたのです。一銭も補助金ないのです、ゼロなのです。だけどボランティアで一所懸命いきいき4・6に行ってそこから電話をかけると。電話代金はもちろん本人が払っているのではないとは思いますが、全く補助金なしで自分のガソリン代で来ている。大きな団体の補助は人件費補助が出ているところは交通費はみんなお金が出ると、そこに勤めている人は、僕はおかしいと思うのです、こういうことは。だから、そこの方々にお金出さないとかそんなことを言っているのではなくて少額補助を切っていくとどうなるか。記憶が正確ではないけど傾聴ボランティアの人は7人だか9人だかでしたよね、確か20人も30人もいないのです。それぐらいしかいないのです。だけど一所懸命やっているわけなのです。そういうところに光を当てないと。お金をあげてくれと言っているのではなくて、そういう団体がだめにならないような補助金の出し方をしないと少額補助だからみんな切る、3年たったらみんな切るなんて、こんな機械的な話は僕はないと思うのです。この前にやった事業費補助のときもそうなのですが、そういうところに行くと大きなところは若干減るけどちゃんと運営できると。人件費補出しているところです。ボランティアでやっているところができなくなる、おかしい話です、これは。ここはどういう書き方になるかわからないのですが、出さないとかではなくて、そういう団体が守れるような組織、それは町がきちんと運営できるような制度設計が必要だと私はそこは非常に福祉団体、教育団体では感じているものですから、そこは強調していったほうがいいのではないかとこのように思っています。そのために議会で団体と懇談やっているのだから。

○委員長（小西秀延君） 大体ご意見が出ておりますが一度ここでまとめさせていただきたいと思いますが、まず基本方針等を二重、三重にもう一度チェックし直すべきではないかと。補助金等の削減等をきちんと全体の目から見ての二重、三重の評価をすべきではないかと。

また今回示されている案、それについてもきちんと町民に情報公開をするべきであろうと。またそれは今後においても情報公開というのは非常に重要になるであろうということでございます。

そして出た順番にまいります、体育協会これの運営方法です。ここがいかかなのものであろうかと。指定管理等を含めて抜本的な見直しが必要になってきているのではないかと。その検討すべきではないかというご意見。

そして社会福祉協議会等では営利的な事業がこれまで議会でも指摘されている部分でございますが、

営利的事業の整理をどのように考えていくのかということでございます。

そして体協におきましては抜本的な組織体制の見直しに係る部分で大渕委員から町から 6,000 万円という形でお金が出ているのも事実であると。補助金の凍結、これまで1千数百万円出ておりますが、その出資金を除いた 5,700 万円それが底をつくまでは凍結してはどうかということも出ておりました。ただ方法的がある意味一定限定されているように感じます。全体の見直しの中でこういうものも考えられるのではないかとということで体育協会の中では全体的な見直しという形の中に一文、金額指定はしませんが考え方を述べさせていただくというのはどうなのかということでございます。

もう1点、イベント補助。イベント補助につきましては今回イベント補助をなくしていくという方針でございます。しかしながら先般、町との本委員会における議論の中において、一部のものに関しては事業補助に切りかえていくというお話が出ておりました。その事業費補助のあり方が見えてきてはいないということでございます。イベント補助をやめて名前だけが事業費補助に変わるのはいかかなものかと。事業費補助というものの明確化というのが必要ではないのかというご意見でございます。

そして一部少額補助を受けているボランティア系の団体、この補助金を切られますと運営そのものに支障をきたすような形のある団体、そういうものにはきちんと運営を継続していける制度、それをきちんと考えるべきではないのかと。将来的な見通しも立ててやるべきではないのかというのがご意見として出ております。また、一部少額補助団体に対しては町以外の補助金、これは国の制度、道の制度があると思いますが、その補助金を支給される制度の紹介等情報の公開をなすべきであろうというご意見が出てございます。

また、総合福祉センター等にかかわる団体の収支状況をどこまでチェックできるかというのは厳しいところもございますが、きちんと収入を上げる体制をもう一度再検討するべきではないのかというご意見が出ております。補助金の効果、成果その検証というものが大事なのではないのかと。それによつての評価がかなり問われることになってくると思います。そこをきちんと成果、効果の検証をなすべきであるということが出てございました。

補助団体、外郭団体等非常に多くの町民の方にかかわるところだと思います。意見も非常に多く出ておりますが、今のところ上がった問題については本委員会の意思として報告してよろしいかどうか、その辺でまた議論をしていただければと思います。

1 番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1 番、氏家です。委員長のその根拠をまとめて僕は全然構わないと思います。ただ私もちょっと一言だけ。この補助団体というのはある意味では行政が果たさなければいけない役割、まちづくりに関しての役割を補完している団体とも捉えられます。私はそういう意味では本当に補助団体の果たす役割というのはすごく大きなものがあると思うのですが、ただ今まで議論しているとおり、その成果だとか評価がなかなかうまくできていないというところに大きな問題点があるという1点だと僕は思っています。そこで行政のまちづくりを補完する補助団体であるならば、そこをうまく運営していける指導体制、今委員長が言われたとおり、そういった指導体制があつて初めて補助団体がしっかりと運用していける、活動していける、そういったところがあると思います。少額補助団体については今まで皆さんが議論したとおりだと私も考えております。そういった団体が本当にうまく運営できるような、少額の補助団体だからこそしっかりとそこは守ってあげなければい

けないところだと思っていますので、そういった面を考慮していただければ、このまちづくりを補完する補助団体という観点から考えてまとめていただければいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。プラン案の14ページにあるイベント補助は廃止しますとなっているのです。廃止したらお祭りできなくなるのです。僕は先ほどもあったけど廃止すべきではないと思っているのです。牛肉まつりとか含めて。そうであればイベント補助は事業費補助、そちらに移行しますとかというふうにしないと変です。それで事業費補助に移してもここで効果が出ているということになっているのです。こんなつくりはないでしょう。このつくり方って。だから僕はそこは正確にしたほうがいいと思うのです。無くするなら無くするというで決めるのなら。牛肉まつりも港まつりも一切出さないということになるのです。そう思うのです僕は。これだったらそういうふうになってしまうから、事業費補助に移行するのなら事業費補助に移行し、今後補助額を考えますとか何とかそういうふうにしなとおかしいでしょう。そう思うのです、私は反対しているわけではないのです。廃止しないほうがいいのではないかという立場もあるのだけど。

○委員長（小西秀延君） ご意見はごもっともだと思います。先ほど私のまとめで触れさせていただいた中ではイベント補助が廃止になると、それで事業費補助になるという町の答弁がございましたが、その事業費補助というのが明確になっていないと。ここできちんと事業費補助として明確化をすべきであろうというのがまとめで言わせていただいた部分ですが、事業費補助に移行される部分については、このプランの中でも事業費補助という形に明確化しろというのは大淵委員の意見かと思いますが、細かく書かれている部分もありましたよね、その中で明確化をしたほうがよろしいですか。事業費補助という部分が明確になればある程度は意味が通じるかと思ったのですが。4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そこはわかりました結構です。明確になればいいです。ただこの14ページの記述がイベント補助を廃止しますとなっているから、こういう書き方というのはないのではないのかと思って。ここでイベント補助は事業費補助に名目を変えますとか何だとかにしないとこれは変ではないのかというふうに思うものですから。必要なものについては事業費補助にするというふうにすればいいわけだから。そう思ったのですが、それは委員長のまとめでも構いません。その中身がちゃんとしていれば。

○委員長（小西秀延君） 事業費補助というのを明確化してもらおうという一文とこの方針の中で③にイベント補助は廃止するという形で書かれていますので、その中にも一部事業費補助へとそこにきちんと明記してもらおうと。それでなければなかなか理解を得られないだろうと私も判断いたしますので、そういう形で明記をすべきであるというふうに報告をさせていただきたいと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。このプランの中でそういった文言の整理、今のイベント補助をやめると。あるところでは事業費補助で見えていますみたいな話で、ここではこう書いているけれども、あちらではこう書いているから大丈夫ですみたいな話はやめてほしいのです、はっきり言って。文言の整理でイベント補助をやめると、今大淵委員が言われたとおりです。イベント補助やめるけれどもこの部分については事業費補助で見ますとそういった文言の整理はその場所、場所であ

かるようにちゃんと説明できるようなプランにしてもらわないと僕はだめだと思います。ですから1つのプランとして、もし皆さんのほうに出すのであれば、そういった文言の整理だけはしてもらったほうが良いような気がします。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。まとめとしては委員長のまとめで結構だと思っています。ただ文言の整理という氏家委員からの指摘もあったとおりで、どうしてもちょっと気になると思ったのは、この同一事業団体への補助は原則3年を限度としますという部分なのです。これは多分趣旨としては3年程度で自立化を目指してほしいという趣旨だと思うのです。それは一定理解できるのです。ただこれも氏家委員からあったとおりで、町の補完する事業ありますよね、福祉系だとかそういった部分は自立化するのは難しいと思うのです。一定の補助がなければ収益を生んでいる事業ではないのです。だったらこれは3年目で終わってしまうのかとこれは3年で終わるには惜しいということもあると思うのです。だから私先ほどお話ししたように効果をきちんと検証するべきだと思うのです。だから延ばすところは延ばすべきだし。そういう意味で原則3年を限度としますと言われると3年しかできないのかとなってしまうと、ここの文言の捉え方がちょっと各団体で活躍されている方々に対してどう受け取られるのかとちょっと気にはなっていたのです。ですので3年で自立化を目指しますということで、そういう町の姿勢としての捉えでいいのかと町が考え方に立てば、それでもいいのかと思っているのだけど、3年を限度とするという記述の仕方ここの整理は必要かと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 新たに同一事業の原則3年を限度とするという文章でございますがどうでしょうか。

12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 本間です。今の3年はあれですけど。先ほど少額補助に対して運用できるようにとありましたが、もちろん大きな補助団体も今いろいろ議論あったのですが、少額補助の団体というのは町民が必要だと思ってそういう団体ができて事業を行っていると思うのです。いろいろな啓蒙活動の部分というのでも大きな部分を占めている団体というのでもあるのではないかと。この啓蒙というのはなかなか効果が見えないのです。どのような判断をするのかわからないのですが効果が見えない団体だからといって、3年なら3年でもう切るという話、啓蒙というのはずっとこれから続いていくので、3年で効果が見えないからそこで切ってしまうのか。先ほど言ったようにその団体が啓蒙活動というものをこれからずっとやっていこうというのは町民のため、いろいろな団体ありますので、町民の安心・安全とかそういう啓蒙活動をする団体というのはあると思います。ですから今言われたような3年で本当に一律やっていいのかどうかというのもありますので、その辺のところをもっとちゃんと見極めて、団体からもそういうお話を聞いてそういう実行、3年なら3年でもいいけど、しっかりお話を聞いてやっていくというのも町としては必要ではないかと思っています。

○委員長（小西秀延君） 原則3年というところに、原則という言葉もついています。そこで問題になってくるのが効果と成果の検証だと思います。効果と成果をきちんと検証し、その団体のあるべき姿をきちんと町として見極めるべきであるという形にさせてもらいたいと思いますがよろしいですか。ほかにご意見はございますでしょうか。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 皆さんの意見は大体網羅されているかと思っております。もし最後につけ加えるとしたら、せっかく今回この補助金制度に町として事業をやっていくということであれば本当に思い切った、一番最初に大淵委員がおっしゃっていましたが、全庁的な全ての課で本当にこれをきちんとやってほしいということ、そこのところだけはぜひ入れておいてほしいと思います。大なたを振るうというのはそういうことではないかと思しますので、ぜひここは頑張って役場でやってほしいと思います。

○委員長（小西秀延君） 先ほどまとめの時に一番先に言わせていただいた部分で二重、三重チェックということで全体の評価をきちんとということで、一番先に山田委員から出ていた部分だと思うのですがそういう形で書かせてもらってよろしいですか。

それでは、ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

その他として補助金に対する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

それでは、第3章、補助金に対する自由討論を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時16分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

次に8番目、公共施設についてでございます。論点は2つであります。まず論点の①、地区協議会地域担当制度についてでございます。自由討論があります方はどうぞ。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） これは公共施設①、②とかぶってしまうかとおもうのですがけれども、地区協議会とか地域担当者制度とかそういうものを活用して公共施設を見直しするという考え方はわかるのですがけれども、その検討をするときにそれぞれの施設のライフサイクルコスト計算をちゃんとしているのかということが問題になってくると思うのです。利用度が高いとか低いとかいろいろそういうことだけで検討するのではなく、そういうライフサイクルコスト計算をした上で本当にこの施設は運用していったって大丈夫なのか、そうではないのかということもきちんと検討内容の中に入れていただいて検討していただくということが大切だと思いますので、ぜひその辺を入れていただければと思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ご意見ございますか。2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） この公共施設に関しては地区協議会と地区担当者制度で本当に時間をかけて公共施設の必要性、それから利用頻度、それから先ほどおっしゃったようにライフサイクルコストも含めてその見合いがどうなのか、それから、必要性、高齢化が進むこのまちにあって高齢者が外へ出られる場、そういったものをきちんと確保すること、そういったことを含めて基本的にと

ここが必要なかどこを残すべきなのか、どこを統合すべきなのかということを基本をきちんと持って検討していただきたいというふうに思っています。

それともう1つ、先ほどサイクルコストの話が出ましたけれども、人の集まる場所ということで今回でも防災・減災ニューディール基本法が通ってこれから各地方の公共施設だとか道路だとかの改修等にかかわるいろいろなものの検討がされていくのです。ですから白老町も本当に残したい施設そういったものが危険性が伴うものはきちんと国のほうにも申請をしたり、そういったことを含めて建物の耐久性というのですか、それから、耐震度そういったものも含めて町民の安心・安全をきちんと確保できるようなことも含めて検討していただきたいというふうに考えます。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） この公共施設の見直しに関しましてはいつまでにやるという期間が設けられていないのです。いつまでに今言ったような資料とかそういうような計画をいつまでにちゃんとやるのか。その計画を検討する期間、または計画を実行する期間、それを明記する必要があるのではないかと思います。ですからその部分もはっきりするようにしていただければと思います。そうしないとこれは今ほど吉田委員もおっしゃっていましたが国で今老朽化対策というものに対して補助金制度をきちんとした計画をすると補助金が出てくるという制度になっているわけですから、早期にこの計画を立てなければそういう補助金制度も活用できないという部分もありますので、その補助金を使える期間内にきちんと計画を出し、補助金を利用できるようにするためには、いつまでにそういう資料そろえ検討し、そして実行していくのかその計画期間を明示していただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。同僚委員と同じことです。あとつけ加えることとして第5次総合計画の実施計画や白老町都市計画のマスタープランがもう既に示されていますので、それとの整合性をきちんと図るという部分、そしてロードマップは今西田委員からも指摘いただいたとおりです。ロードマップを明確化していただくということが大事だと思います。以上です。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 公共施設の防災・減災の関係から公共施設が避難所になっているところがあると思うのです。それがもし、ライフサイクルコスト等いろいろなものを検討して廃止になったときには、それに変わるものがもし出てくるようなことがあれば、きちんとその対応を周知をし、やっていくということも含めて避難所になっている場所の確保をきちんとしていただきたいというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますでしょうか。13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） この中に施設の統廃合とありますから、当然、統廃合したら残った施設が出てくるわけです。その処理の方法を明確化してほしいと思います。ただそのまま閉鎖して投げておいたらスラム化するし危険状態になるのです。ほかの施設にも言えますけどこれが一番大事なことなのです。ですからその辺はちゃんと明確にして予算を確保するとかしていかないと、ただそのままにして投げておかれたら今の白老みたいになってしまいます。そして本体もそうですけど

あと附帯、物置とかいろいろあるのです。そういうものについてはやはり早急に環境整備を図るといふことを是非やってほしいと思います。皆さんわかると思いますけど、旧社台公民館通って見てください。あの辺に物置みたいなものが半分になってみたりひどい状況にあるのです。だから本体は本体で統廃合というか利用しませんとすれば、ある程度きれいに整備しておいてそのままに残すとかという周辺の環境と廃止した後の撤去については十分に整理をしてほしいということと、景観条例をつくっていますのでその辺の整合性をぜひとってほしいということです。

○委員長（小西秀延君） これまでに地区協議会また地区担当職員等で議論をされてまいりますが、その際に利用度等の条件のほかきちんと施設のライフサイクルコスト等も明示をしていただき、それを含めた議論をしていただくようにということが1点。

また、施設等の統廃合にかかわりまして高齢者がきちんと外へ出られるような環境の構築を考えながらやるべきというお話がございました。

また、防災・減災ニューディールにかかわる政策で町民の安心・安全をきちんと協議するべきだということでございます。

また、公共施設の整理合理化に伴いその計画の期間、時間的な期間、またそれを実行する組織、ロードマップ等をきちんと整備する必要があるということでございます。

また、統廃合にかかわり避難所に指定されているところもでございます。その避難所の確保そして周知徹底を図るべきであると。

また、統廃合後残った施設です環境条例との整合性もありますのできちんとその処理、再利用等施設のあり方を考えるべきであるというようなご意見が出されております。これらのご意見に対してはご意見ほかの方でございますでしょうか。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。僕は前田委員の話に同調しながらお話を聞かせていただきました。どうしても統廃合しますと例を上げますと、今回は虎杖、竹浦、萩野の3中学校が一緒になって虎杖中学校はこれからの方針が決まりつつあるのでそれはいいとして、竹浦中学校については今回の議会懇談会でもちょっとお話が出ていましたけれども、どうしても夜になると誰にも使われていないと、夏場なんかは子供たちのたまり場になっているときがあると。そういう面から考えると統合することによって当然空く公共施設が出てくると。そこについての防犯だとかそういった管理体制、こういったものが当然かかわってくるわけですから閉鎖すればいいというものではないのだと僕は思うのです。そこについての防犯体制、それから防犯管理そういったものについてはまちとしては積極的にちゃんとした仕組みを整えていかなければ、セットで考えていかないと地域住民の方々の安心・安全にも繋がらないことにもなりますので、前田委員が先ほど言われたとおり統廃合した後の管理体制をしっかり整えなければ、むやみにただ、ただ統廃合すればいいというものではない。そう私も考えます。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。そのとおりだと思うのです。僕同時にいつも言っているんですけど、旧学校というか大きな公共建物、これの方針を時間を切ったり、期限を切って活用

方法、それから将来の方向を出さないと何度も言いますが飛生の学校、あれはどうするのですか、今のままでいい。直したら何千万円です。森野も閉鎖のままです。壊すのにもお金かかるわけだから竹浦何かもう1年たってしまうと、あと1年たったらもうほとんどパイプ何か使えなくなると思います、きっと。ですから旧定時制高校、そして今後社台小学校、白老小学校あり、壊すのだから何千万円というお金でしょう。壊すものは壊すもので今氏家委員が言われたようにきちんと体制として管理できれば僕はそれはそれでいいと思うのです。すぐ壊さないとしても。ただ使用するのであれば早く結論を出さないと使えるもの使えなくなる、また金かかるといふようになるでしょう。そこを僕はスピード感を持ってやるべきではないかと思うのです。これからこういうものがたくさん出てくると、ただ壊すだけでもものすごい金額になるのではないかと思うのです。そこをやっぱりやるとか、どなたかが前にも言っていたけど、例えば飛生の場合は本当に使っていないものがあるのかどうかかわからないのだけど、あったら、燃やすわけにはいかないから、一定限度壊すとかそういうふうにして使えるところだけ使ってもらおうとか、そういう手を打っていかないとどうにもならなくなるのではないかと。待っていれば段々どうにもならなくなる。だから、私の意見は大きなそういう旧学校跡地だとかそういうものは早く処分をきちんと方法決めて処分の方向性を出す。その上で管理は氏家委員と前田委員が言われたようにきちんとやるといふふうにしなくてはいけないのではないかと。これは使うというのなら使うような管理の仕方、閉鎖するなら閉鎖するような管理の仕方、こういうことをしないとだめではないかと思えます。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 建物をどういうふうにするか、どんなふうにするかということはその地域の狙いがあるから決まってくるものかというふうにするのです。地域担当者を置いて地区振興計画をこれからつくります。答弁では今年度の末までには地区の振興計画は立てますとなっているのですが、これは役場の担当職員と町連合と合わせて何を考えるのだろうかと思っております。実際にはこの人たちがつくらなければならないのは、その地区による活動をどんなふうにするか、自治をどういうふうにするか、どんなふうにするかという行動計画に近いわけでしょう。その前にその地域をどんなふうにするかという振興計画というのは地域振興計画というのは前に総合計画の中でありました。今回の第5次の総合計画の中には地域振興計画はこの地域はこんなふうにするかというそういうあれがなくなってしまったのです。それが質問があったときに全体に流れている精神をその中に取り入れて地区をつくっていきますという言い方しかしないわけです。特別この地域だからこんなふうにするかという狙いというのは出ていないはずなのです。そうすると、これを職員と町連合に任せて何を考えさせるのだろうか。そうすると考えるとすれば、やっぱり学校空いているから早く使わせたほうがいいのではないかとすることは言えるかもしれないけれども、その地域にふさわしいどんなふうなものにしていったらいいかということの前だったら考えることができたのです。飛生がああいう芸術の村があって、あそこの芸術的なものをずっと育てていこう、そういう地域にしようといった狙いははっきりしていたのです。だから、そのためにはどうやったらいいのかという答えが出てくるはずなのだけれども、今だったら本当にただ空いているから古くなったから何とかしようかという考え方にしかならないのではないかと

そういう不安を感じているのです。町がやらなければならない大事、そのまちづくりのビジョンというものが抜けている中でこういう行動計画が出されているのではないのかとそんな気がしてしょうがないのです。これが今ここの場にふさわしくなかったら引っ込めますけれども、基本はそこにあるのかと。そこに引っかかっていたのです。

○委員長（小西秀延君） この場にふさわしくないということはないと私も思うのですが、計画によりますと地区振興計画の策定はその地区協議会で振興方針を決めて、それに向かって活動するというような形で策定されるということになっているのです。ですのでそれがいかなものかというご意見として捉えてよろしいですか。

○委員（斎藤征信君） そういうことになります。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。多分これは地区の協議会との話し合いの中で全ての物事が決まっていくのか、決まっていけないのかわかりませんが、とりあえず方針としては地区の協議会がそういった行政との話し合いの中でいろいろ計画を進めていくという形になっています。でもその中でも議会からも公共施設のあり方については意見は申し述べておくべきかと思う点から考え方を一言。先ほど統廃合した後の空き施設の管理運営の方向性については考え方を述べさせていただきましたし、皆さんからいろいろな考え方をお伺いしました。ただ統廃合した後の先ほど大淵委員も言っていましたけれども、その方向性を早く示すべきだと。確かに財政のこともあるから壊すのにもお金もかかるしということであれば僕が一番心配するのは使えなくなってしまって、使えないのなら壊すしかないでしょうけれども、使えるものであれば年に何回かは使用しながら寿命を少しでも延ばせるような、その地域の方々に活用していただけるような施設で残しておくのであれば、そういう方向性も考えるべきかと思うのです。そうであれば一番問題は水回りだとかそういった配管の問題、そういったものが私の家庭から見ると、一般家庭でもそうです、家なんか2、3年空けておくと傷んでしまうのと同じで、一番心配されるのは水回り。冬場は多分閉鎖しておいても構わないと思うのですけれども、夏場、秋口、春先でも使えるときには水回りの関係で少しでも点検を加えておくかどうか。確かに経費はかかります。そして夏場なんかは白老町の体育館だとか公民館を使う頻度の割合からしたら、少しぐらいは竹浦中学校に持ってきてそういった事業も行ってみるだとか、そういった空きの公共施設を少しでも使う場を設けることで完全に閉鎖したという公共施設を少しでも使っていくことで寿命を延ばすことができる。寿命を延ばすことができるという言い方がどうなのかわからないけど。今、実際すぐ壊すことができないのであれば、そういった活用の方法もやっぱり考えていかないと、ただの廃屋にしかなくなっていかないとことになれば、せっかくつくったまちの廃屋条例も照らし合わせて考えて、しっかりそういった活用も考えていかないと水回りも使えない、何も使えないところでもって、使いたい人がいたらどうぞ使ってくださいみたいな話もできないことですので、ちゃんとその辺の管理運営はやっぱりしながら、使えるときに使いながら寿命を延ばすという考え方も必要ではないかと私は考えるのですがどうでしょうか。確かに経費はかかるのかもしれないけれども、実際壊せと言っても壊せない状況にあるわけですから。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。地域協議会で地域担当職員も混ぜてやるのですけれども、この公共施設、統廃合したりどういうふうに使っていくか、どれが必要なのか、必要ではないのかと見直すことにプラスして建設課でその施設がどれぐらいの耐久性が先ほど言いましたけれども、きちんと建物の検証をしていく。新築、改築はしないというふうになっています。そういうことから考えると協議会のメンバーがそれが専門にわかるのかどうかといったらそうではないだろうと思いますので、そういう人たちが白老町にある公共施設、建物がどうなのか、今どういう状況なのか、使えるのか何年使えるのかということを中心にきちんと見ておくというか、書き出しておくというか、調査をしておく必要があると思うのです。この前も私質疑のときにお話しましたが、これは全国的に公共施設が全部老朽化して壊すということは一般財源でやらなければならなかったことが起債をしてもいいように国で考えているというお話を前にちょっとしましたがけれども、これもきちんとこれとこれは壊さなければならなくなる、そのときどれぐらいのお金がかかるからこういった形で起債を起こさなければならぬにしても何にしてもどういう計画を立てなければならぬ、斎藤委員がおっしゃったように全体的な公共施設の耐久性そういうものをきちんと出していかないと協議会で議論して、ここを使いたいのに割と頻度が高いからといっても使えないと建物だったらどうしようもないと思いますので、それにプラス私はそういった専門的な見解も必要ではないかというふうに思います。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 非常に具体的な議論をされていて大事なことだとは思いますが、もう一つ、議会という立場から見ると、大きな一つのまちづくりの観点というか、施策から点として、今こういう問題出ていると思うのですが、先ほど広地委員も斎藤委員もお話されたことは非常に僕は大事なことだと思うのです。都市計画マスタープランとの今どういうまちがあるべきだということだと思いますけど、本当にコンパクトシティーを人口減少になっていく、そして各地区が限界集落になっていく。そのときにトータル的に町としてコンパクトシティーをどうつくるかという観点に立ってここに来ないと、ここの部分だけを見ても片手落ちになるのです。そういう議論は町でなされているかと。都市の集約を図ると。白老でも市街化集約図ると公営住宅も含めて。そういうことを言っていますから担当者はそういう観点でこういうものを出してきたと思うけれども、議会としてもまずそういう総合的な政策の整理をした中でこの点として考えなくてはいけないと私は思うのです。それが正直な話これからこれの具体的に入ればこの政策を町内会と町で策定しますと。そうではなくて事前に本来はそういう大枠の中でこう示すからこういうことなのだということがあるべきなのです本当は。それが無いということはちょっと行政としてのまちづくりの大きな視点に欠けているのかと私は思います。そういう部分をまずどういうまちをあるべきか今言ったような要因です、限界集落、人口減少、それと産業の集積、そういう部分からいけばコンパクトシティーをつくる中で今後この公共施設がどうあるべきかということをやっていくと、今皆さんが議論しているところになってしまうのです。ですからその辺の部分で議会のまちづくりの観点から、もしよければ抽象的ではないけれども、ある程度基本構想だとかみずからつくっている都市計画プランに入

っていますから、そういうことを十分認識した上でこの施設の統廃合、集約化を努めてほしいという私は思います。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） ここに書かれているように、今後今老朽化が進んでいる、それから財政を圧迫している、ですから維持管理等の削減をする。新築、改築の凍結をして維持管理の削減したらボロボロになってどうにもなりません。白老のまちの特徴というのはそれこそ27キロもあって6つの地域に分散しているわけですから、いくら統合しよう、何しようといってもその地域に必要なものは絶対必要なのです。今30何ぼも集会所だけでもあるのだから。それから町営住宅だって9百何十戸もあるわけです。それに学校先ほど統廃合による空き校そういうものを含めると、20年もすれば1万2,000人になるまちが真剣にものを考えなかったらとんでもないことになっていくのです。大体10年後に住宅マスタープランでは1,500戸の空き家が出ると言っているのです。ですからそれも含めるともう少しきちんとしたまちづくりの計画を立ててやらないと本当にどうにもこうにもならないと思うのです。それで集会所だって使用料取っているわけです。町営住宅にしても家賃収入を取っている。家賃収入、大体1億円ぐらい取っているはずです。集会所もそうなのだけど、とにかく建てっぱなし、とにかく預けっぱなし地域に何もしていない。屋根のペンキ一つ塗るわけでもない。本当に劣化すれば直すのだけど。北吉原の生活館一つにしても戸も開かないのです、片側。そういうのもみんなで目配りが無いのです、行政に今。ですからこんな立派なもの書いても、どうのこうのいっても地域の協議会といってもこんなことにならないのです。行政がそれぞれ地域担当制度、これをもしやるのだったら、この地域担当制度がきちんとしたまちづくりも含めた考え方で本腰を入れないと、私は本当に20年後ぐらいにはどうにもなくなるような気がするのです。もう少し本腰入れないと。そう見えています。文章だけ立派なものを書いてもだめなのです。

○委員長（小西秀延君） 大体皆さんのご意見がまとまりつつあると思いますが、ほかに討論お持ちの方はいらっしゃいますか。

それではここで簡略的にまとめをさせていただきたいと思いますが、地区協議会、地域担当職員等で行われる地区協議会組織によって今後の政策を決定していく段階において利用頻度等以外でもきちんとその施設のライフサイクルコスト計算、またその施設の耐久性等を含めてきちんと議論ができる状況整理をきちんとしておくということが必要であると。

また、その統廃合等の環境を考え高齢者等もきちんと生き生きとした生活が外へ送れるような環境整備が必要であると。

この地区協議会等でかかわるその計画の実行組織、そしてその実行の計画とロードマップが必要であると。

また、防災、減災等にかかわる今ニューディール政策が行われている最中でございます。国等ともきちんと協議をし施設の耐久性、町民が安心・安全で使えるものの確保、またそれらにかかわる避難所の周知確保も必要であるということでございます。

また、廃止後その環境整備、防犯、管理体制の仕組みをきちんと構築すること。統廃合にかか

わった廃止後の施設その再利用の方法、廃止するなら廃止する、延命するなら延命をするというような政策をきちん打っていくこと。その延命の方法もきちん計画的に行い、地域に使ってもらったりする中で長寿化を図る計画を立てること。

今地区協議会でこれからさまざまな政策が話し合われる段階にあります。町全体としての方針、第5次総合計画、また都市計画マスタープランと整合性を図り、大きな観点での政策決定がこの地区協議会に反映されるように地域担当職員の役割の明確化を図る。このようなことが意見として出されております。

もう1点、斎藤議員から不安要素という点でこの地区協議会で地区振興計画というのが本当に決定されていけるものなのか不安があるというご意見が出されておりました。

大よそ皆さんから出された意見はどのようにまとめられるかと思いますが、今までのまとめ等で皆さんからまた再度ご意見いただければと思います。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今意見出されたことは当たり前のことで普通のことなのです。行政がその普通のことを怠っているからこういうことになっているのだから。ここを勘違いしないでほしい。議会が言ったからどうのではなく、普通のいつも当たり前やらなければならないことなのだから、今言っていることみんな。だから行政がみんな先送りをして手抜きをして、そしてやってきたことなのです。全く変わった意見なんか一つもないと思います。行政が当たり前すべきことだと私は思って聞いています。もう少し真剣に行政が目配りをしなければだめなのです。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、こちらもただいまのまとめをもって小委員会とまた協議をしたいと思っております。

次に、論点②なのですが、ほとんど②もかぶって議論がなされておりました。ほかに②としてのご意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 討論なしと認めます。

確認ですが、その他でございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） その他の討論もなしと認めます。

それでは、第3章、公共施設に対する自由討論を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後 1時00分

○委員長（小西秀延君） 休憩を閉じて会議を再開します。

次に、9番目、公共下水道事業。論点は1つであります。論点の①、料金改定に伴う低所得者対策についてでございます。自由討論があります方はどうぞ。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） この下水道の料金改定に伴う低所得者対策、この意味よくわからないのです。今まではおそらく低所得者対策というのはしていないと思います。また聞きたいといっても聞く人がいないからどうにもならないのです。誰に聞けばいいのですか。自分で言って自分で答えなければならぬでしょう。私は下水道事業というのはこれから、ここにもあるように施設の老朽化に伴う更新、言うなれば今まで約250億円かかっています。40年からですかやったのは。そこから次から次へと計算していくと年間5億円ぐらいかかっているのですこれからずっと。6億円ですか、それぐらいかかっているのです毎年。それはもうやむを得ないことです、つくってしまったから。だけれどもこの低所得者対策という意味が本当に全然わからないのです。低所得者という位置づけがどこに位置づけするのか。生活保護の方々も低所得者ですよ。それから国民年金が夫婦でもらっても今150万円ぐらいですか。これも低所得者でそれで食べているのです。生活保護の対象にならないし。それで聞きたいのだけれど低所得者は誰ですかといっても答える人がいないというのはどうしようもない話なのです。低所得者は例えば生活保護も対象になるとしたら、これは国策でやっていることだし、人間生きていくには電気と水と、それから暖それに食料なかったら生きられないのだけれども。全国で250万世帯ですか今生活保護者。白老だっておそらく270世帯ぐらいあるのではないのでしょうか。これも低所得者です。だけれど生活保護の低所得者の原理は今言った4つの水もあるし、それから電気も暖も食料もこれを含めた最低生活を保障するための低所得者です。その上に今度自宅を持っていても生活保護もらえます今の制度では。それで税金がかからないのです1円も。自分の自宅に入っている。医療もただなのです全て。そうすると低所得者は何がどこかの原理なのか。今言ったように自宅がなくて夫婦で13万円で借家で暮らしている方もいる。それからこの生活保護の方々も家賃もらえるのです。白老の場合確か最高2万5,000円もらえるはずですよ。これも保障されている。ですからそういうことをきちんと考え合わせた上で、ただ下水道を低所得者に対策するといっても、この意味がきちんとした説明がなかったら議論のしようがないと私は思うのです。大事なことです、これは。ものすごく大事なことです。そういうものを含めて何を低所得者にしているのか、私は意味がわからないものだからこうやって言っているのだけれど、誰も答える人がいない。答える人がいなかったら議論にならないのです。

○委員長（小西秀延君） 質疑の中で議論になったところを今回論点に上げておりましたが、今は自由討論の場で町側がいませんが。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私も低所得者対策わからなかったのです。低所得者対策も議論しなければいけないと思いますけど、その前に今の全体のプランの中で下水道料金を上げること、負担を求める方がいいのかどうかという問題もあると思います。それで水道も私言ったら、水道は前回300円の値下げしたのだけれど、今回は会計上のシステムが変わったので元に戻すという話だったけれど、これをよく見たら水道料金28年で2,900万円上がるのです。下水道料金3,300万円、合わせて28年度以降6,400万円町民に負担かかるのです。そこを議論しなければいけないと思います。それでこれまで皆さん議論していますでしょう。結論から言うと、大なた振られてみんな先送りです。バ

イオマスで3,000万円から4,000万毎年。病院も26年度はわかりますけど、27年度から2,500万円アップ。そして港も議論がありました。3つの意見を付記するとしました。こういう中でみずから町が先送りしておいて、何で下水道料金と水道料金と合わせて6,400万円上がっていくのです。これは町民の苦しい暮らしを守る中でどうするかということを議論していかないと、今松田委員がお話されたように本当に低所得者に完全にしわ寄せくるし、年金は下がる70歳の医療費は2割負担になる。この中において前回まだ1.4から1.7、0.4固定資産税上がる、町民法人税も上がる、けれども水道料金の余り料の使わないところで見合い分少しは負担を軽減しましょうと議論したのだけど、全部今回は全て町民にしわ寄せ、町側の英断何も入っていないのですここには。先送り、値上げ、まずその辺が本当にいいのかどうかということです。今まで議論していますけど。前の話はぶり返しません。そういう部分で議論していかないとだめなのです。低所得者の話ばかりではないのです、これ。町のプランに対する政治姿勢ですこれは。本当に僕は第二の夕張になったら、これはもう完全にやらなければいけないけれども、町民の暮らしをいかに守って健全化プランをつくるというのが精神ですから。そういうことは皆さん、ざっくばらんに議論されたほうがいいと思います。体裁いい並びで大変だからとみんな先送りでしょうみたいな。皆さんザクッと言わないで。本当にここに28年に6,400万円です町民に求めるのは。僕はあなたを振るって、こうだから6,400万円負担かかるというのならわかります。みんな先送りです、何回も言いますけど。以上です。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） いろいろ議論されてもいるし、要は行政が言っている、どんな数字で出しているか知らないけれども、90%が300万円以下と言っています、所得が。例えば今ざっくばらんに私の隣近所を見ても年金20万円もらっている人は多いほうなのです。もっと少ない人たち17万円、18万円、20万円もらっても240万円なのです夫婦で。これは低所得者なのかどうなのか。何が低所得者と言えるのかこの辺がはっきりわからないのです。低所得者の位置づけ。白老も町民の90%が300万円以下というのだったら、これこそ私は低所得者だと思うのです。90%の方々みんな。国だって何だって何でも基準はつけるときは900万以上とか800万以上とかと言っているけれども、300万円以下が90%の中でどの部分が低所得者なのか。やっぱりこの辺きちんと議論をすべきものがあると思うのです。そういっても答え返ってこないからどうしようもないのです、これは。

○委員長（小西秀延君） 参考までに下水道料金は資料編の26ページの表39で今前田委員がおっしゃられている部分のところが出ております。水道料金は28ページの表45に出ております。一部訂正になっている部分がありますのでご注意願いたいと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。私も前田委員の言われていることというのは確かにそのとおりでと思います。ただこの場面で議会として今議論しなければいけないことは、松田委員も言われましたけれども低所得者対策とは一体何なのだと。私の考え方を言わせていただければ、私は非課税世帯が低所得者世帯になるのだらうと思うのです。今回前田委員も言われましたけれども6,000万円前後のそういった負担をまた強いられることになってくると。そういったことについては企業も含めてだと思しますので、あくまでそういった非課税世帯については、この水道料金のア

アップ幅そういったものについては考えるべきだと。それがどういったラインがいいのかというのはここで議論できるかできないかは別にしても、そういった世帯については今の国の情勢そういったもの鑑みても考えるべきだと。なぜそういうことをいうかという、企業対策としては国から今あらゆる支援対策そういったものが打ち出されようとしていますので、そういった部分では別に企業に全てかぶってくれというわけではないのですけれども、低所得者については私の考え方としては非課税世帯については、この料金改定というのはしばらくそれができるのであれば先送りするべきだと考えます。

○委員長（小西秀延君） 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。同僚委員からのご指摘どおり町民負担を求めるのはできる限り避けるべきだという考え方は理解できます。ただ財政面と下水処理の安定化の観点から若干お話をさせていただくと、まず繰出金の内訳で10月23日請求分の資料の中にもあるとおりで下水道繰出金が5億6,300万円です。これは疑問になっているほかの部分と比べると突出しているのです。これだけの財政負担を下水処理会計が強いられていると。この部分は本当に町民のために考えるべきなのです。これは同僚委員の指摘のとおりです。ただこの繰り出しをそのまま手をつけずにいるというわけにいかないと、それがまず1点目です。

さらに町民のために全道でも先駆けて実施されたということは、裏を返せば非常に設備が古くなっています。これも問題です。ですので更新も考えていかなければいけない時期です。ですので改定にも町民の負担を求めるのであればその必要性を明確にしてほしいと思います。設備に今後これだけかかるからと、どうしてもこれだけ積み上げておかなければいけないからとか、そういうものがちょっとまだ現段階においては見えていないので、できる限りは負担は避けるべきですが、ただ実際に設備の状況をちょっと聞き取りした範囲では厳しい部分もあるので、その部分は町民の生活の維持のためにも欠かせないと思うのです。

あと1点です。今回同僚委員のほうから上水道のほうも含めた町民負担の考え方という部分で数字については前田委員がご指摘されたとおりです。ただ今回下水道料金の見直しとか低所得者に対してということですが、下水道料金の見直しは3,000万円です。これは事業者の部分もあります。ですのでこれは町民負担がどれぐらいになるかきちんと明確になっていないのでその議論がないとなかなか町民負担の議論は難しいかと。この部分は端的に言えば1世帯当たり300円程度です。9,000世帯として考えたら。単純論でいけば。だけど非課税世帯もありますし事業者の負担もあります。だから実質的な負担というのはどのぐらいになるのかちょっとまだ見えていない部分もあると思うのです。それで本当に町民負担という話ができるかどうかという部分。これは年間ですから。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今繰出金の話が5億5,169万円、一般会計の繰出金が同じ24年の起債の償還額、これが5億4,403万円なのです。金利入れますと7億2,260万円払っているのです現実的には。ですからそういう施設の分というのは多分ここでは全く見られていないでしょう。下水処理場の運転資金というか、運転のための費用というふうに思われるのですけれども、

まだ25年度末の見込みでも80億円残があるのです。起債の残というのが。ですからここが非常に今までの財政問題で最も大きな要因、厳しくなっている要因というのは下水道の事業だということははっきりしていると思うのです。何を言いたいかというそういう中で町民は恩恵を被ったのですけれども、今度これが27年から上がると多分全道で1桁台に入ると思います、高いほうから。前に確か資料がありましたけれども7番目ぐらいになる、確か。安いのは札幌だとか苫小牧というのは非常に下水道料金安いです。平面で密集していますから白老町とは全然条件違うのですけれども、果たしてこれが町民負担に耐えられるような金額なのかどうなのかと。もちろん低所得者という定義をどう考えるかというのはありますけれども、全体として本当にこれが町民負担に耐えられるだけの中身になるのかどうかというあたりが議会として、先ほど氏家委員も発言されましたけれども低所得者対策というのは非課税世帯の部分については考慮すべきだというような意見がありましたけれども、本当に全体として見てこういう下水道料金の状況になって白老町に転入してくる人もいない、転出する人ばかりというふうになっていくのではないかと。水道料金も今また元に300円戻すと。今苫小牧は確か1,000円ぐらいでしょう。非常に安いのです。苫小牧と条件違うということは十分承知しているのだけど、我々はわかるけど町民の人はそうは言わないのです。下水道料金も高い水道料金も高いとこうなるわけです。だからそういうことでいうと本当に白老町のまちの将来を考えたときに財政の側面からだけ見てこの値上げが妥当かどうかというあたりの判断を議会は議会として独自の判断をすべきではないかと。それは上げるということに対しても、上げないということに対しても議会独自として議会が責任を持ってそこは対応できるような中身にならないと、今もう現実的には合併浄化槽で下水広げていないのだから。そういう差だってあるわけですから。だからこれはまちづくりの根本問題として議論されるべき中身ではないかというふうに私は考えています。

○委員長（小西秀延君） 根本からの議論になってきております。委員さんたちおっしゃるとおり会計的に見れば本当に今3セク債等で処理をしていた会計と苦しかったところを除き、今特別会計等になれば本当に一番苦しいところなのかと。なおかつ広地委員からも出ていましたが施設の更新の積み立て、大淵委員からも出ていましたが、その分はおそらく私もこれは入っていないだろうと思います。そうした中で単に料金の見直しだけで事が進んでいくのかどうなのか、私も大いに疑問を持っている一人ではあります。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今、氏家委員から低所得者とは非課税の方々だとかいうお話がありました。私はそのとおりだと思います。だけれども生活保護の方々にはざつとばらんに言うと電気代も下水道代も、それから燃料代も食料もこれを含めて最低生活をするための生活保護に配分されているものです。その方々にまた低所得者として対策するというのはおかしな話なのです。私から言うと。言いたいのはそこなのです。本当の低所得者はどこか。生活保護者もそうしたら低所得者なのかと。低所得者は間違いないです、非課税も。だけどこれは国民として生きるための、最低生きるための国家が決めた言うなれば生活費です。その人方をまたこの低所得対策をして、本当の国民年金で最低生活しているぎりぎりの人はどうなのかと。このところがはっきりしていないのです。

だから大きな議論になるのですここは。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。松田委員の質問にぼくが答えるわけでも全然そういうことではないのですが、要するに生活保護世帯というのは国民の文化的な最低限度の生活を営む権利を有するという部分で保障されているわけですから、ここは低所得者であってもここは対象外というふうに私はなると思います。単純に言えばです。僕が答えるとかそういう意味ではなくてそうではないかと思っております。それぐらいの話でございます。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 今、議論が2つに分かれていると思うのです。水道もちょっと出てきていますけど、料金改定をするべきなのか、しなくてはならないのか、やめてもこういうふうにしてやれるのではないかという議論と、それから上げさないというのだったら低所得者対策も別に話し合う必要はないと思うのです。だから先に改定が本当に妥当なのかどうなのかという議論をして、そして上げることを認めたときに、それでは低所得者に対してはどうすべきなのかという結論を出していかないと。2つ同時にやっていたら、もしかしたら上げるのは認めないのに低所得者対策してもしょうがないわけだから。その辺2つ分けて議論したほうがいいと思うのですが。

○委員長（小西秀延君） そうですよ。論点にいきなり低所得者対策となってしまっていましたのでそのように進んできましたが、ただ今回プランにもありますとおり27年度に下水道料金の改定を実施する予定と町が打ち出しておりますので、まずその議論から始まるのが一番正論かと思っておりますので、そこからまず議論を始めてさまざまなことにまた後ほどご意見が出るものについて議論を進めたいと思います。議論をしていく最中ですが、今、現状でも先ほどから議論になっているとおり一般会計からの持ち出しが5億強ございます。そこには施設の更新等は含まれていない、現在の維持費等でそれぐらいかかってくるのが現状であるという認識の上でこれは議論を進めなければいけないと思います。その上で使用料を値上げするのが妥当なのか。妥当ではないという判断をするのであれば一般会計からもう少しきちんと補充するべきであると。これは将来にわたって白老の施設だから白老が責任を持つべきであるという認識に立たなければならないと思います。そのように議論を進めていただければと思います。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 下水道は私がいつも言うバイオマスや、それから港の政策判断の間違いか政策の失敗ではないのです。これはやっぱり国も挙げて、まちも挙げて、北海道も挙げて環境対策の一貫だし、文化生活のあれなのだから。これには高かろうが安かろうが80億円あろうが仕方がないのです、やってしまったから。これは必ず払わなければならない。その上に立ってまちは財政を組まなければだめなのです。これは財政組んだ後にこれだけあるのだという議論にはならないと思います。私はこれだけの借金があるから慎重に新しい事業はきちんと選択をして政策の判断を誤らないような事業の展開をしていくのが行政の仕組みなのです。これはもう決まっていること。しかしながらなぜ今困るかと言ったら、港の失敗やバイオマスの失敗、そして財政調整基金が何もない、こんなところから始まっているのです。言うなれば先送りの政策判断の失敗のつけなのです。

今は。だから下水道は5億円の繰り上げたろうが80億円あるのはこれは間違いではない。やってしまったことです。これは失敗ではないのです。そこから始まらなければだめなのです。

○委員長（小西秀延君）　その上で一般会計からの負担をふやすのか料金改定に踏み込むのか、そこがやはり議論の焦点になっていくと。

○委員（松田謙吾君）　どうにもならなかったら料金改正もやむを得ないことなのです、これは。まちを維持するためには。だけれども失敗の部分とか政策判断の誤りをきちんとして、だから私はその責任をきちんとしなさいと言っているのはそのためなのです。

○委員長（小西秀延君）　1番、氏家裕治委員。

○1番（氏家裕治君）　まずは、今、松田議員の言われたところが一つの考え方の根本になるのだと僕もそういうふうに考えます。ただそういう面で考えますと、確かにこれから下水道というものを維持していくためにはある程度の抜本的な改革も必要なのかもしれない。町民負担もそれは必要になってくるのかもしれない。けれども上げないのだったら上げないでどこかをバツリ切るしかない。その対案を見つけなければいけないという感じになります。そうなったときに私は対案が示すことが必要なかどうかということもまず考えなくてはいけないのだろうと思うのですけれども、議会としてはどうなのでしょう。その対策は必要だと思うけれども抜本的な対案については示すことはできないのだろうと思うのです。できないのだろうというのは全体の物事の考え方をちゃんと整理しないとこの部分だけ考えてもできないような気がするのです。そう考えると私は抜本的な改革がまず必要だと思います。当然これは今松田委員の言われたとおりに維持をしていかなければいけない。そして自分たちの生活文化を守ってくれたと言いますか、つくってくれたことの一つの大きな白老町の財産ですのでこういったものについては守っていかなければいけないでしょう。ただそういう物事の観点に立って、やはり低所得者とと言われる方々の負担増には何らかのくさびを打っておかなければいけないとそう考える一人です。

○委員長（小西秀延君）　今、低所得者というよりは値上げするかしないかで、するとなった場合には低所得者の負担増がまたかかってくるかと思しますので。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君）　私、最初、過激的な発言で口火切ろうと思って言いました。私個人的なことは別に言いませんけど、私が言いたいのは、今まで項目別に見てきています。それはそれでいいのです。十分検討してきましたから。だけど全体のプランの中でこういう町民に負担を求める、現実にもう何ぼ上がるとなってきた。前回のときに1.7になるというときに、全体の中で町民負担をそれ以上求めるのであれば、仮に1.65にしるとかいろいろ議論されたのです。それでは、財政的にいけば1.7だけれども、町民負担の少し軽減を図ろうということで、落としどころでそれでは水道料金見ると。だけれども水道料金落としてもまだ近隣より高いのです。それが前に私が一般質問で言ったような話で、今まちがなっています。それでは今ここに来たときに1回目のプランが普通のまちになったと言って戻してしまって、また今度健全化プランという名のもとでやったときに、今まで議論していますけれども、1.7、固定資産税を何も議論しないでそのまま財政大変だから厳しいと、またそれに今度水道料や下水道を上乗せしたら、何のために町民は生活していると

ということなのです。それこそみんな同僚委員言っていますように、本当にみんな隣とかに行ってしまう。僕は値上げするなどは言っていないのです。個人的に多少やむを得ないと思います、財政を考えたら。だけど町民の全体の生活と白老で住みよい少しでも安定した暮らしというか、今松田委員も言ったように厳しい生活の中でどういう生活を守ってあげるかということが私は議会の政治の使命だと思います。低所得者云々というけどそれはまず置いておいて。そういう全体の今のプランを見て3回目ですから正直な話このプラン。それをまたどこかで基本的な増税した部分の軽減負担とかもしないで、それに今度水だとかしもの話です。一番毎日の生活にかかるものをただここだけを見て3,000万円だからいい、4,000万円でもいいかという話なのか。政治としてそういうことがいいのかということをやっと議論してほしいと僕は言っているのです。トータル見て。僕は下げると言っているけど、皆さんの議論でやればいい話だけど。我々は議会として議員として町民の生活を守るために代表で選ばれたときにそういうこと考えなくてもいいのかということをもっと議論すべきだと僕は思うということなのです。ここの下水道や水道ばかりではなくて全体のプランの中において位置づけにしてどうなのだろうということ。それだけでなく今度は少しでも税金安くなるのかというわけでしょう、皆さん。少しでもまちがよくなれば元に戻るのでしょうか。1つのここポイントにきているけれども、そういうことを言いたいだけです。だからどうだということは言いませんけれども、そういうことも考えなくてはいけないのではないかということ。ちょっと飛躍しているのかどうかわかりませんが私はそう思っています。1項目、1項目はそれはもっともです。

○委員長（小西秀延君）　　ちょっと1回話を整理させていただくと、もちろんここで改定をしないという皆さんの意見で一致するのであれば、それは町の努力として一般会計からこの会計を見たときにはきちんと町として責任をとるべきだというふうな形で、その財源、細かいところまではこの本委員会から指摘するところではないと思うのです。皆さんからの意見をきちんとまとめられれば、ここは報告するべきだと私も思いますので、その上に立って再度自由討論をしていただければと思います。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君）　　1番、氏家です。僕、前田委員の考え方というのは、ここの考え方だけではないでしょう。全部の考え方に繋がることでしょう。だからそれを議論するのであれば僕はここでの議論ではないと思うのです。いや考え方はそのとおりだと思います。ただそれでもってここで議論させるのだったらちょっと違うでしょう。個々の話の中の話ではないから。前田委員の話していることはそのとおりだと思います。でもそれは全般にわたっての話になりますよね。一般会計からの繰り出しのことについては、下水道だけではなくてほかのことも全て含めて考えなければいけないという話になるのではないかと思うのです。だからそれをやってしまうと話が終わらなくなってしまふような気がするのです、広がりすぎてしまつて。だからここでは逆に今委員長が言われたとおり、下水道料金の改定についてはこれについては皆さんの考え方がどうなのかということ。ここでまず一回絞って、それが上げなくてもいいのか、上げるのかということをしつかり議論して、上げるのであればどうなのか、上げないのであればどうということなのかなということ。ここでや

っぱり話をしていくことが大事なのではないかと思うのです。余り話を広げすぎてしまうと。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 私は一つの個々の点としては今氏家委員言われたとおりだけど、全体通した中で使用料上げるときにそういうことを念頭に置いて議論しなければいけないと私は言っているのです。それは個々に関係ないと。今言ったように下水道だけ見て上げればいいという人は言えればいいのです。全体として上げるばかりではなくて、全体を見たら町民負担がすごく大きいから、ここの使用料にきたときに少しは軽減を考えるような議論もあってもいいのではないかということを含めて先ほど言ったように議員として、小さな政治家かもわかりませんが、町民の暮らしを守ってきている政治家としてそういうことも考えて、この料金が適正かどうかということを議論したらどうですかということを行っているわけですから。僕は何も完全に否定しているわけではないのです。僕はそういうことで議論したいと思っていますから。全体を通していかないと。前回1次のときにそうでしたから。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） だから、前田委員の言われることはわかるのです。これから先に例えば事務事業の見直しや何かも出てくるでしょう。そうしたらそういったことも含めてまたそこで議論しなければならなくなるのです。今言われたことというのは全体の総括の中で議会として指摘をしなければいけない部分ではないか。確かに下水道料金だって必要だしこれから出てくる事務事業の見直しだってみんなそこに絡んできます、そういう話に。でもそこはそこである程度の考え方の集約化を図って、そして総体的な中でやっぱり町民負担をどうあるべきなのかということは議論しなければならない。僕は逆にそういうふう考えるのです。今前田委員の言われていることはよくわかるのです。わかるけれどもそれではその中でもって軽減措置をここの場所ですべきなのかどうかというこの議論をすることは別に差し支えないけれども、もしそれをするのであれば最後の総括の中でしていくことがやっぱり価値的なのではないのかと。僕はそう考えるものだから今その考え方に対しての話です。

○委員長（小西秀延君） 前田委員のご提案はもっともだと思います。全体を考えることも必要だと思いますが、ここでは料金の改定という問題で計画では上がってきておりますので、そこに議会としての考えをどうするか、明確にすべきかとまずは思っておりますのでほかの委員さんからもご意見があればどうぞ。

4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。どういうふうにもまちづくりの方向性と切っても切れない中になると思うのです。当然結論的に言えば上げるのか上げないのかということなのだけれども、そのことを考えなければ、単純に考えれば財政的に大変だから上げるということにしかならないのです。だけど本当にまちづくりの方向性を考えたときにこういうことがいいのかどうかというようなことが僕は判断の材料の一つになるだろうと。

もう1つは大なたを振るとみんな何回も何回も何回もどこでも使っているのだけど、大なたど

こで振るったのだらうと。大なたを振るうという意味、これが大なたなのかと。やっぱり大なたを振るうというのは上がる上がらないは別にして、そのことによって町民が恩恵をこうむるとか、財政が劇的に改善されるとかそういうものがなければ大なたを振るうと言わないのです。そこら辺が僕は議論の中身として、今前田委員の言ったことを肯定するわけでも何でもないのだけど、そういうことが同時並行で議論されないと、結果としては終わってみたら何もなかったというふうにならないのかという気がすごくするのです。そこら辺が僕は一つこの部分で言えば特に住民に負担がかかるわけです。ですからそのところを考えないでただ下水道は大変だから上げるというふうになるのかどうかというあたりがどうも私はしっくりいかないのです。

○委員長（小西秀延君）　もちろんそういう部分は考えていただきたいと思います。考えた上で答えを出していただければならないのが議会の本委員会の役目だと思いますので。その部分を飛ばしてくださいという意味ではないのでご理解いただきたいと思います。町民負担を新たに強いるということはまちづくりにとって大きな問題だと考えるべきだと思っておりますので、まちづくり全体がかかわると。ただその中で今回プランの中で出てきているのが料金の改定というのが一つの手法として出てきておりますので、全体を考えながら皆さんのご意見をいただければと思います。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君）　2番、吉田です。今までの議論をずっと聞いていまして、当然議会として議員として町民の代表として町民のいろいろな生活を見ていて、上げたら本当に町民生活は大変になると。本当にみんな年金100円、200円下がっただけでも大変な思いをされているのです。事務事業の見直しでも結構いろいろなことが削減されてきたり、補助金の見直しもいろいろなことでしてきていると。その中でなおかつ下水道が上がり28年から水道料金が上がるとこういうふうに表示されたものを見ると、本当に上げなければこの下水が維持していけなくなってしまうのだろうか、下水が使えなくなってしまうのだろうかというそういう思いと、もう1つは対策後の収支見直し、効果額がプラス・マイナス・ゼロになっています。ということは28年度になると先ほどから出ている6,000万円になるわけです。そうしたら議会として本当に町民の負担をなすべきだと。ただ議員ですから財政を見て先ほどから言っている大なたを振ると、それではどういうふう到大なたを振って、もし上げるなというのであれば、その部分をどういうふうに出すのかということは今後の議論になると思います。ここでもしそういう結論を出したら全体的な収支の歳出歳入でそういった不足分をこういうことで補えないのかとか、そういった議論をきちんと出していくべきではないのかというふうに思って今ずっと聞いていました。

○委員長（小西秀延君）　4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君）　4番、大淵です。私の考えは簡単なのです。大なたを振るうというのは先ほど言ったように財政を劇的に立ち直らせるという部分はもちろんあると思います。同時に大なたを振るうというのは住民に迷惑かけないということが僕は最大の問題ではないのかと。私は大なたはそのために振るうものだらうというふうに思っています。そうでないと何のために大なた振るうのかとなりませんか。僕はそう思うのだけど。

○委員長（小西秀延君）　2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 大なたを振るうということは今の厳しい財政を立て直すために何をすべきなのか。なすべきことが町民に負担がかからないで、町民のサービスが低下しないで、町民が安心して安全なまちで暮らせるようにするための大なただと思っています。だから大淵委員が言われるように上げることが大なたを振るうことなのか。それでは上げないでやるためには、その大なたをどこへ振り下げることなのかということも議論しなければならないのではないかと私はそういうふうに思うのです。それを議論しなければならないのではないかと私は思っているのです。これも大なたを振って上げないようにしました。それではその差額はどこで大なた振って減らすのですかということも議論したいと。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 今、吉田委員が話した部分は議会にその数字を示したり、対案示したり議論する必要はないのです。そしてこの中でそういうことを議論しようと思ったら、町側と議論を深めないで事実だけ確認しようと言っていました。もしそうであれば大なたを振るうだけの動きがあったら私たち町側と議論して、この数字返してやりました。だけど今そこで議員同士がいよいよあなた対案なくて、この数字持って来なければこちらは削ればいいという話の議論を議会ではならないと思います。だから、町に対して町がそれに対してどこまで切り込めるとかできないとか成案を出すのが町の話であって、本来は町長だってそうでしょう、政策形成するときには私はこういうまちをつくりたいと、これはどうだと、下水道料金上げたいと、上げるためにもいろいろな取捨選択のための資料をつくってくるはずですよ。そうでしょう。そうしたら今言ったように議会がそこまでやらなければいけないかという話になってしまいます。誰も議論できないです悪いけれども。それを求めるのであれば、我々は議論をして何を最終的に一つの方向性を示して提示するかということの議論であって、今みたいことだったら僕はこれから議論できないです。提案ない数字言わないのなら、できないのならどうするのだと言われてたら。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） わかります。私今たまたま水道料金が6,000万円だから6,000万円と言いましたけど、それでは議会はそれでいいのですか。それなら全部サービスも元どおりやりなさい。水道料金も下水道料金も上げるのではない。それで済むなら私たち一番楽です。何も悩まないです。でもやっぱり行政が悩んでこういう数字を出してきて、これをやらなければできないのだというプラス・マイナス・ゼロで出しているわけです。それを変えろと言うのだったら、数字的なものでなくても方策だとかこういったこともできるのではないかという提案ぐらいあってしかるべきかと私は思う。数字的にこうしろなんて細かいことを言うのはではなくて、先ほどから出ているように全体的に見て、それでは港やめればいいのかと。港やめたら何でも全部できるのではないですか、サービス。そういうことになりませんか。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） だから皆さん対案出しているのではないですか。一方では港をやめて福祉のほうに回せと言っているのだから、それは対案だと思います。だからその部分を大なたで下水道料金は全部ではなくて低所得者あるいはもっと上げ率を縮めるとか、そういう部分を含んで多

分言っていると思います。1,000万円落とすから1,000万円こちらから削るではなくて、一部の人は港をやめてそれを使えと言っているのだから。それではその意見がそちらに付記されるのだから、町側がどういう選択をして、どちらをするかという話になってくるのではないですか。誰もみんな対案出していないわけではないでしょう。私だって言っているわけでしょう。バイオマスの1年間に3,000万円、4,000万円出すのなら、もっと下げて別のものに使いなさいと言っているのですから、私は。それに対してどうだということを言っています。

○委員長（小西秀延君） 2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 2番、吉田です。だからそれが対案なのではないですか。対案を出すのはおかしい先ほどそうやって言いませんでしたか。だから数字的にそうやってやるのはおかしいと言いませんでしたか。議会としてはこうやるな、ああやるなと言えればいいのだという話。だからそれができるのだったら誰も悩まなかったと思うのです。だって町民に負担になることはやめろと言えればいいわけですから。私たちそういう思いで悩んで何日も家に帰ってもすっきりしなくて、どうやってやったらいいのだろうと。だからそういうことで皆さんそれぞれの思いでそれでは港をやめろという意見も対案になるのだろうし。だけど今ここで下水をやめるといったら6,000万円はどういうふうになるのかというのはちょっとあるから、それに対してこういうことをやれではなくて、対案はきちんと後に全体的に出しましょうとか。対案と言っていいのか他の方法として付議というか、附帯意見というのかそういう形で。議会だからやめろということの代わりに、それに対するものに何か提案していくようなことをやっていくのでなければ、私はそれも議会なのではないかというふうに思っているのです。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今回の大なたというのは仕組みを変えて大なたを振るうと言っているのです。仕組みを変えるというのは、例えば歳入が97億円みるものを、私、前にも言ったけど85億円ぐらいにぐっと仕組みを変える。その仕組みをどう変えるかといったら、職員を一気にまだ50人ぐらい減らすとか。この仕組みです。それから役場の中の部や課、これもどんと縮小する。これも仕組みを変えることです。だから仕組みを変えるというのはそういうことであって、ただ大なた、大なたと言ったら、何の大なただというけど町長の言っているのは仕組みを変える大なたと言っているのです。ところがその仕組みは1つも変わっていないのです。私から言わせると。それから港もバイオマスももうやってしまったのです。やってしまって結果出たのです。どうにもならない結果。それではこれを思い切って変える、これは仕組みではないのです。これは失敗を是正するだけの話であって仕組みというのは先ほど言ったけれども98億円の財政規模が60億円に合わせた歳出の予算、歳入の予算を組まなかったら仕組みは変えられないのです。だから大きく変えるといったら役場の職員をどんと減らす。それから10%の給与カットではなく20%カットぐらいにしてやっていくのも1つの仕組みなのです。それから議員を半分にするとか、これは町長の権限ではないけど。それが私は仕組みだと思います。港の失敗とかバイオマス、これはいくら変えたってこれは仕組みではないのです。これは反省に立った失敗の是正です。私はそう思うのです。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時14分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

もう一度ちょっと論点から整理をさせていただきたいと思います。町と議論を進めてきている場では、この会計に対する質疑は委員さんの中から出ずに、小委員会ではその部分が質疑に上がっていないために、今回の議員同士の自由討論では①の料金改定に伴うときに低所得者に対する対策はどうするかということで論点整理がなされ、改定するか否かというのは質問する相手はこの場にはいない状況に今現在なっておりますが、そこで議員同士でやりとりをこれ以上進めても結果を生むことにはならないというふうに委員長としては判断をしております。

なおかつ過程で申し上げれば、先ほどから職員さんの給料を上げるときに税の改正、そしてその税の改正をするときに水道料金、下水道料金をどうするかと。水道料金の300円の値下げを行い、なおかつ税のアップ分ということで下水道料金3年の見直しをそこで今回に繰り延べております。今回6年越しの料金改定ということで町はプランを出してきているというのが現状になってございます。そして先ほど言いましたとおり町側との議論の中では改定に関する質疑が行われなかったということで小委員会での議論では低所得者対策にどうするかということで論点整理がなされたということをもう一度皆さん議論の前提に置きまして話を進めていかなければ混乱に至るという私の考えでございますので、それを前提に議論を進めていただきたいと思います。

14番、及川保委員。

○委員（及川 保君） 14番です。公共下水道のところで今議論が沸騰しておるのですけれども、前回の平成21年度の議論のときに27年度値上げというのは規定の議会も認めたわけではないのだけれどもそのまま通っているのです。今委員長がおっしゃったように、そのときに松田委員だとかいろいろそういった議論の中での意見があつて、水道料金をまちが200円という提示をしたときにそれを何とか300円、これは超過課税の部分もあつたのだけれども、その議論の中で300円と議会が示して、それをまちが受け入れた。さらに2段階の基本料金の部分なのですけれども、そこも3段階にまちはやらないといったのを撤回して、その部分も議会の提示を飲んだと。こういう議会側の提示をまちが撤回して飲んだという経緯があります。こういう部分も皆さんもこの議会が今回この公共下水道のところで何とかならないかという、低所得者も含めて何とかならないかという議論に今なっているのだけれども、私はこの料金改定はやむを得ないのではないかと、そういう判断をするのです。先ほど松田委員のほうからも等しく皆さん町民全員が利用する事業だと。そうであるならば私はこの料金改定についてはやむなし、やらざるを得ないと。さらに議会として料金だとか手数料、使用料等含めて投げておいたらいけないと。しっかり計画的にやっついていかないと、後にはね返りが町民負担が大きくなってしまいます。その幅が大きくなってそのときに大変また議論になるところなのです。ですから議会としては21年のときもそうなのですけれども、計画的にやりなさいと実はまち側にそういう意見もしているのです。そういう部分を含めるとこの料金改定について私は今回やむなしだという思いでおります。低所得者対策この部分については生活保護者という話もありましたけれども、確かに国民年金で生活している方々は本当に大変な思いをされているの

は、大根を1本買って1週間、10日というそういう非常に厳しい状況の中で生活をしていると。これはもう本当に認めざるを得ない。ですからもしそういう対応ができるのであれば、そういった方々の対策をするべきだと私は思います。

○委員長（小西秀延君） 及川委員から計画的にやはり議会からもそういう検討をすべきであるという提言をしているというご意見も出ておりますので、引き続き皆さんの念頭に置いて議論をお願いしたいと思います。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 今のまとめで経過というのはよくわかりました。ただあのときに固定資産税の超過課税を上げる、それから税金がどうした、その代案として水道の300円引き下げ、そういうふうに決めたこともわかるのです。その間下水道が置いておかれたということもわかるのです。今この話のように。ただ今言われたように、その間計画的にきちんとそれを解決しないとはね返りは大きいということなのだけど、実際に3年後に下水道料金を値上げするとは誰も決めていないと思うのです。ただ置いておいてその間に考えなければならぬものだったと思うのです。実際にそれではその3年間の間、世の中の情勢がどういうふうに変ったかと今いろいろ出ていますけれども、年金は下がる、所得は下がる、その逆いうと介護だとか医療の保険が上がる、灯油は上がる、物価も上がる、消費税もかかってくる、こういう条件を考えたときにこの情勢にどういうふうに対応するかということも考えなければならぬだろうと思うのです。実際にはそうやって考えると今の情勢からいうと、もしここでは上げたら3年前に決めた規定どおりに値上げ提案をしました、それだけで通してしまうと先ほどから話が出ているように、まちがこの後本当にすっかりだめになってしまうと、本当に魅力のないまちになってしまうと、ボロボロになってしまうというそのことが我々は心配するわけです。確かに何年前かはバランスを取るために住民から何かをするときには値下げもしてバランスを取らなければだめだと言った覚えがあるのだけれども、今度はそのときから置かれている下水道料金がそのままになっていたから、今ここで上げますという言い方というのは、その間の経過の計画性だとか何か対策がなかったのか、そういうふうに言われても仕方がないのではないかとということだと思っております。だから今ここでだからどうしたらいいかという結論は出ないのだけれども、これを今の情勢の中で値上げすると本当にまちがだめになると、だから何とか別なことを考えなかったら別な方法を取らなかったらだめだということと指摘するということにとどめる必要があるのではないかと。代案を出してこれに対抗するにはどうしたらいいかということまでまでは言えないのだけれども、本当にこのままのこの案ではまちがだめになるという指摘はきちんとしなければならぬだろうというふうに私は思います。

○委員長（小西秀延君） ここまででもう一回整理させていただけますか。今まで議論してきた中では先ほど私が申し述べた経緯の中で、そこからいろいろな対策を6年間で受けたのかどうか。これは私はまた別な議論だと思いますが、料金改定するということで上がってきている質疑のときには質問が出ていなかったという議論も踏まえて、なおかつ皆さんから料金改定に対するさまざまな意見が出てきております。料金改定を行う際には慎重な議論をするべきだとかいうぐらいにとどめないと、賛成、反対をここで議決を取るわけにはいきません。6年後に上げる上げないは別

にして見直すというのはもう方針として決まっていたことであり、議会からもそのようにすべきであるという意見を添えておりますので、この改定自体には慎重を期すべきだというぐらいにとどめるべきというふうに思っておりますが皆さんのご意見はいかがでしょうか。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 先延ばしをしたときに6年後に料金を改定しますということが議会の中で話し合われて、それは決まったというふうに捉えるのですか。

○委員長（小西秀延君） 決まったということで捉えているわけではございませんが、3年ごとに見直しするというのもうプランとして出されており、議会側もこれは計画的にきちんと時期を決めて見直しを考えるべきだというのは議会としての意見だということで先ほど及川委員からそのように町に示しているというご意見もいただいておりますので、私の認識もそう思っておりますので、改定すべきかどうか、それを3年ごとにやってきたというのは間違いのない事実かと思えます。

3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） そうすると見直しというのは値上げする改定も見直しだし、凍結するのも見直しだし、値下げするのも見直しと解釈していいですね。その状況に応じて料金はどうなるかということはその場で決めていくと、6年前に料金を上げると決めたことではないということを確認しておいていいですね。

○委員長（小西秀延君） 見直しというのは、私は最終的には議会で議決するものというふうに思います。結論を出すのであればです。ただこの場はそうなっていないので結論としては捉えないで、見直しをかけるというのは事実かというふうに思っております。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 6年前の話をしたから私も言うておくけど、6年前は財政危機、夕張にならないために10年で普通のまちにする。それは借金が約300億、286億円だったのです19年。それを200億円にすると。28年です10年後だから。28年に借金を200億円にする。だから200億円するためには水道料金も上げなければならないだろうと。下水道料金も上げなければならないだろうと。そして固定資産税も20%にしたわけです。全て28年目指して。ところが借金が今294億円。200億円にすると行って286億円で出発した10年間の財政改革が6年たったら294億円借金あるのです。これから7年間で224億7,000万円のお金をつくらうとしている。だからこれは前の財政改革の失敗のあたりを今やっているのです。失敗しなかったら借金が200億円になって、下水道の確か56億円ぐらいになるはずだったのです。私の頭の中では、だからそれも全て壊れたものだから、今、下水道もまた6年後に上げるとは言ったのだけど、その上げると言ったのと、今の上げると言った意味が違うのです。前の上げると言ったのは借金を200億円にするという一つの前提があったのです。赤字があまのまいくと10年で101億円か110億円になる。その赤字をゼロにしたわけです、この6年間で赤字はゼロにした。だけれども新たな財政危機を迎えて下水道料金まで上げようとしているのです。だから6年前に言った状況と今とがらりと変わってしまったのです。下水道だって確か56億円の記憶がある。ところがまた先ほど大淵委員の言った80億円あるでしょう。全てそうなのです。だからこういうことになっているのです、実際問題。だからそれはいろいろ先ほどから今やっている

プログラムはこの部分だから余分なことと言うなという意見もある、そのとおりだと思う。しかしながら、余分な意見を言わなかったら今のところにたどり着かないものだから、いろいろな意見が出ているのです。私はそう思っています。そして大なたの話もあつたけれども、大なたというのはまさかり振り回してみてください。下すのは楽なのです。上げるほうが難しいのだから。そういうものなのです。だから、私は大なたを振ると言っても本当のどこにも振っていない。上げるのが重いから大なた振っていないのです。山登りだって、上りより下りのほうが大変なのだから。なたは上げるほうが大変なのだから。私はそう思っています。

○委員長（小西秀延君） 松田委員、過去からの経緯十分におっしゃることもごもっともかと思えます。ただ今本委員会でここに対する答えはある程度出さなければいけません。また各事業、重点項目、議会としてもある一定の意見をまとめさせていただいているところでもございますので、ここで余りほかの会計を持ち出しての議論になりますとまた先ほどまでの議論を無視することになってしまいますので、なるべくこの会計の議論で進めたいと思います。先ほどからいろいろのご意見が出ています。まちから出ていってしまうのではないかと、まちの体制をボロボロになってしまうのではないかと、いろいろのご意見もいただいております。この改定に慎重を期すべきではあると意見、それに対してまだご意見があります方はどうぞ。

7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 私は委員長の今まとめた考え方で大体いいと思っているのですが、もう1つつけ加えさせていただくなら、今ほど松田委員が言っていた最初の19年度の財政改革プログラムをつくったときに町民の方々に一度は負担をお願いした。今回の財政改革プログラムは、そのせっかくつくったプログラムを失敗してしまったところがまた今回やらなければならないと。それで同じことをまた町民の方々に今回は計画だからといってこれを上げてしまう。そういうようなことになってしまったときに町民の失望感が強い。前回は確か1.75に固定資産税を上げたときも白老のまちに住民が住まなくなってしまう。また今回も下水道料金とか水道料金を上げてしまったら、また町民がまちから出ていってしまうのではないかと、こういう心配があるというふうには先ほどから委員さん方から意見が出ています。本当に白老のまちづくり、住民の暮らし、そういうものをきちんと考えた上での改定でなければならないのではないかと私は思います。ですから上げる上げないという議論、私は私なりに一応どうしたらいいという考えは持っていますけれども、その根幹であるところの町民の暮らし、若い人たちがこのまちに住んでみたいと、高齢化した人たちがいいまちだと、住んでいきたいとそこの根幹がこの下水とか水道料金、一番生活に密着する部分なのでこれは大事な部分だと思います。その視点を外して、ただ単にお金が足りないからここは繰出金を少しでも減らすべきという考え方にはならないのではないかと。この下水道をつくったということは町民の暮らしをよくするためにつくったのですから、そのための町民の税金だと思います。そこのところの考え方をもうちょっときちんと持ってほしいと私は思います。

○委員長（小西秀延君） ほか、ございますか。1番、氏家裕治委員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。委員長1回仕切り直しましたが、その前に議論したことは生きているのですよね。それを前提にお話ししていますので。それを生かしていただけるので

あれば、あと話すことはないです。

○委員長（小西秀延君） もう一度ちょっと整理をさせていただきますが、皆さんから下水道料金、水道料金はまた科目が別になりますが、下水道料金は町民の生活に直接密着した部分である。これの料金の改定ということにはこれまでの先ほど話した経緯もありますが、慎重に改定ということ町は考えるべきであるという報告をさせていただきたいと思います。

また、もう1点。先ほどから本委員会のメインになっておりました低所得者への配慮の部分、そこも皆さんからご意見を拝聴していますと、ある程度配慮は考えるべきではないかというご意見を多くいただいております。その部分も本委員会からの意見として付議をさせていただきたいと思いますが、ほかにご意見はございますでしょうか。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 委員長、この下水道のお話あったけど、私は下水道の低所得者の対策これは私は反対です。今みんながそういうような意見だということから。私は反対です。きちんとした説明がなされていない中で先ほど私が言った例えば低所得者とはどこなのか、300万円以下は私は低所得だと思っているのです。90%もいて。90%みんな下水道料金対策したら、まちはやっていけないのです。それから生活保護世帯も私の記憶では280世帯ぐらいある、人間にして480人、そういう記憶があるのですが、生活保護がどうのこうの言っているのではないのです、いじめのために言っているではありません。生活保護はその対策、先ほど言った国民がきちんと生活を最低保障でできるための対策をしているのに、その人方にまた、その人方だけ特別に下水道料金対策するというのは私はいかななものかと思う。説明がきちんとされるまで私の意見としては賛成はしていません。このことだけはっきり言っておきます。

それからもう1つ、ほど下水道、28年に56億円と言ったけど私の勘違いです。71億円です。ちゃんとここに資料あります。

○委員長（小西秀延君） 低所得者への配慮という文章には松田委員は反対ということでございますので全員一致ということにはなってございません。低所得者というこの認識も今行政の方もいけませんので各委員で認識をここで一致させるというのは非常に難しいという気がしております。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 大淵委員が先ほど生活保護者は当然抜けるだろうとこう言いました。私もそのとおりだと思う。その部分はちゃんと配慮されて最低支給されているわけだから。この辺も含めてもう少しきちんとした説明がほしいということです。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○委員（西田祐子君） 低所得者のところ先ほど私言い忘れましたが、私も今松田委員とか大淵委員が言われたとおりだと思います。所得者対策に対してはちょっともう1回考え直していただきたいと思います。なぜかという、水道とか特に下水道使っているような家庭というのは子供が小さい方が多いのです、正直言って。高齢者の方よりもよっぽど使っているから、その方々のほうが値上げしたら厳しいのかとやはりそう思うと、はたして安易に低所得者対策というのは合うのかどうなのかというのはちょっと私の中では疑問を感じています。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 1番、氏家です。その低所得者の定義というものが松田委員とか西田委員が言われる曖昧さがあるのであれば、曖昧さがあるにしても低所得者対策、規定が今明快ではないのかもしれませんが、生活弱者と言われるそういった部分の人たちに対しての配慮というのは僕は必要だと思うのです。それで改定時にはそういった議論も必要だということを一文付議しておけばいいのではないかと思うのですけどどうですか。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。理解を得るかどうか別にしまして、先ほど氏家委員が言われた要するに非課税世帯、非課税世帯というのは明らかにきちんとした基準があつてやることなのです。その非課税世帯がわからないということになったら、これはどうにもならないのだけど、少なくとも税が課税されない世帯については所得が少ないから税の課税されないわけですから、もちろん先ほどから言っているように、生活保護の方々は全く別ですから、生活保護の方々を除いた中で非課税世帯という基準、定義はそれが低所得者という定義に当てはまるか、イコールになるかどうかは別です。別ですけれども少なくとも非課税世帯というのは、税が課税されない部分については考慮すべきではないかという付議ではだめですか。僕はそういう形だったらいいのではないかというふうに思っているのですけれども。これは松田委員がどう思っているかということを含めて聞いています。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 国が何でもやる時、300万円以下ぐらいが低所得者なのです。だから私の言っている低所得者の位置づけが300万円以下だったら、白老の90%が300万円以下というのであれば、それを対策したらやっていけないと言っているのです、私は。この下水道事業も。私が言っているのはそういうことなのです。その見解がわからないから今のところ、ただわからないで賛成するわけにはいきませんから。私は今の理論で言っているのです。それと生活保護は別だとこれははっきり言いたいのです。

○委員長（小西秀延君） これまでの議論の中にも低所得者という言い回しがたくさん出てきているのです。これは定義というわけにはいかないと思うのですが、皆さんの意見が一致できるならば、ここでご意見としてありました非課税世帯、なおかつその中で生活保護の方たちは除いた非課税世帯の方たちを皆さんと認識を一致するために低所得者という形で町に報告すると。報告書の中にはそういうふうな定義でという形で付議するという形が認識一致できればどうなのかということでございます。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） ここがはっきりわからないけども、300万以下は健康保険も1割なのです、負担。70歳超えると。ここの見解はちょっと違うかもしれないです。301万円超えると3割負担なのです。300万円以下は1割負担です。これを低所得者と言っているのです。1割負担の人。3割負担は高収入と言っているのです。この見解は違います、どこで区切られているのか、はっきりしていないけど。そういうことで私は低所得者というのはどこなのかと。まちがこの下水道をや

る。それで私、こだわって言っているのです。だから、その辺ちゃんと説明受けてから私は判断したいと思います。こう言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。今、松田委員が言われた件なのですけど、低所得者と言ったのは議会なのです。小委員会の中で低所得者対策が必要ではないかというに言ったのであって、町が下水道料金を上げるときに低所得者対策をすべきだと言ったのではないのです。それは議会の小委員会の中でここは意見が出なかったと。何も論点整理するものがないのです。意見出なかったのだから。それでは何も議会で議論しないでそのまま行くのかというときに、やっぱり低所得者対策ぐらいはきちんと議会で議論をしておいたほうがいいのではないのでしょうかということ、議会在低所得者対策を考えたらどうですかと。それは議論をするためにです。そういうふうにしたということは正確にしておかないといけないと思いますので。町が言ったということでございませんでよろしくお願ひします。

○委員長（小西秀延君） 3番、斎藤征信委員。

○委員（斎藤征信君） 白老町民に低所得者が多いというけれども、課税所得が300万円以下の人、200万円以下の人とよく数字が出てきます。それが8割とか9割とかという数字なのだけ。非課税世帯になるとまたグンと数字は違います。ですから課税所得で考えるのではなくて、非課税世帯の数で押さえて、今までだって町でそういう世帯を選びながらどうやって支給するかというのは、灯油のことだとか何かだってみんなそうやってきているわけでしょう。そういう一定のどこら辺まで財政的に賄えるかということは町が考えることであって、いろいろな段階が考えられると思うのです。ですから、低所得者に配慮するべきということであとは任せていいのではないかと私は思うのです。課税所得をみんな低所得者とは言わないわけでしょう。その中で非課税の世帯となるとまた別だと思うのです。今さかんに8割、9割と言っているのは課税所得で計算しているのだから。

○委員長（小西秀延君） 松田委員、非課税世帯という区切り方だといかがですかというご意見も出ているのですがどうでしょうか。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 私は非課税世帯とか何とか、この意味がわからないから言っているのです。ここに書いている。公共下水道の①、この意味がわからないから、理解できないからと先ほどから言っている。まちが非課税世帯にやって、やっていけるのならいいのではないですか。やっていけるのならです。要はまちがやっていければどんな形でもいいのです。町民に迷惑かけないでやっていければ。そこが基本だと思います。だけどやっていけないから今やっているのです。

○委員長（小西秀延君） 低所得者に対する対策ということで論点で挙げていますが、皆さんやっぱり一致ができなければ明確に書くことは私はできないと思いますので、松田委員、そして西田委員も反対に所得あってもお子様が多いところのほうがいっぱい使うというご意見もございました。完全に1つにはなかなかできないと思いますので、完璧にはまとめられませんので、非課税世帯に配慮でき得るならば検討すべきであるぐらいにとどめようかと思うのですがいかがですか。

2番、吉田和子委員。

○委員（吉田和子君） 委員長が言われた、西田委員が子供がたくさんいると使う量も多いから大変なのではないかというのですけど、子供たくさんいたら500万円の収入があっても非課税になる方もいると思うのです。申告のときに。だから非課税というのはあくまでも全部それを計算しての非課税世帯として認められるわけですから、私がそれが全部含まれてくると思いますので、子供が多くて収入が少なければ、なお非課税世帯になりますし、そういう面では非課税世帯という言葉一つである程度くくられてくると思いますのでそれでいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 今ではだめですか。よろしいですか。年収が高くて逆に子供さんいっぱいいても入らないところは入らないのですけど。ただご意見として、それはあったので、なかなかそこは一致するのちょっと、非課税世帯という感覚とまた違うご意見もございましたのでは。

5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 今、白老の町民全体が第2次財政危機を乗り越えなければだめだと。それからいくと、非課税とか何とか抜きにして私はみんなで苦勞すべきだと。ですから、私は非課税世帯とか何とかという言葉は使わないほうがいいと思います。

○委員長（小西秀延君） 7番、西田祐子委員。

○7番（西田祐子君） 私も正直言いまして値上げすることは本当は反対です。でもどうしても上げなければいけないというのだったら、やはりそこに配慮する前に、先ほども言いましたけど、子供のいる人のほうがたくさん使うとか言いましたけど、苦勞するのだったらみんな一緒に苦勞してもらえないのかと思います。申し訳ないのですけれども。だから非課税世帯とかそこに余りこだわらないで、むしろ難しいのではないかと思います。そこで線引きすること自体が、だったら去年は非課税だったけど、ことしは課税だからとなるのかとなってくると非常に役場としても大変なのではないかと私も思うものですから、そこは一緒にみんなで苦勞してほしいと思うのです。

○委員長（小西秀延君） 5番、松田謙吾委員。

○委員（松田謙吾君） 非課税世帯でもいっぱい金持っている人いるのです。貯金いっぱい持っている人いるのです。だからそこで非課税世帯とか何とか決めていいのです。私はそう思います。

○委員長（小西秀延君） 今、ちょっと言葉を弱めて非課税世帯に配慮という言葉にさせていただきましたが、そこも認められないという方がお二人いらっしゃいますので。

1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） 今回低所得者という生活弱者に伴う低所得者ということに対しての定義みたいなものがここで議論されているような気がするのです。低所得者という言葉がこれからも多分いろいろな部分で出てくると思うのです。福祉の問題。ちょっと話は別になってしまうのかもしれないけど。その中でも今みたいな議論が通るのかどうかということだけはちゃんと確認しておいたほうがいいと思います。ここだけではなくて。これからもそういう議論が続くのであれば。

○委員長（小西秀延君） そこを今私も確認しようかと思ったのですが。今回はちょっとここは

一致することはできませんでしたので、非課税世帯に配慮という部分は削除させていただきます。ただここで今氏家委員が言ったとおり、これまでの議論の中でも低所得者に配慮すべきというまとめ方をさせていただいている部分がございます。そこをどうするかという問題にもなってきますので、ちょっとここで一旦暫時休憩させていただきたいと思います。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 3時07分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

先ほどからまとめで非課税世帯に配慮するというような一文を入れるかというご意見に対しまして、松田委員、西田委員よりここは皆さん一致にすべきだと。非課税世帯等を分けて考えるべきではなく、町民が厳しい現状にあるので全員一致でやるべきだというご意見が出ました。そこは皆さんが一致できないということでございますので、そこを除きまして、町民生活に密着した問題であるので改定には慎重を期して行うべきという意見を付議させていただきたいと思いますが皆さんこれでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

その他として公共下水道事業に対する自由討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 異議なしと認めます。

それでは、第3章、公共下水道事業に対する自由討論を終了いたします。

これで第3章の財政健全化に向けた重点事項に対する自由討論を終了いたします。

次回からは第4章からということで再開させていただきます。

本日の特別委員会の調査はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次に、レジメの2番目、調査日程についてお諮りいたします。

調査日程については本特別委員会終了後、小委員会を開催し決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） これをもって本日の特別委員会は閉会いたします。」

(午後 3時09分)